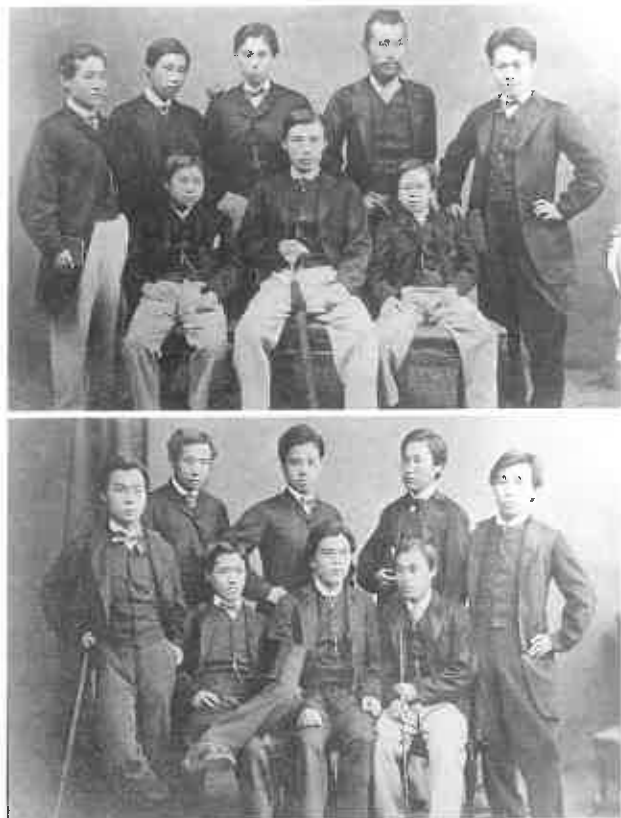


# 「薩摩藩英国留学生」書簡集成

吉満庄司

はじめに

本年（平成一七年）は、幕末薩摩藩が留学生を含む一九名の使節団（本稿では外交使節・通訳まで含めて以下「薩摩藩英国留学生」と略す）をイギリスに派遣してから一四〇年目にあたる。そこで、黎明館ではこれを記念して、五月一七日（火）～八月七日（日）に企画展「渡航一四〇年記念 薩摩藩英国留学生」を開催する。



薩摩藩英国留学生写真（鹿児島県立図書館蔵）

本企画展では、単に薩摩藩英国留学生の足跡を紹介し業績を顕彰するだけでなく、彼らが国元にもたらした海外情報や外交交渉の成果が幕末薩摩藩の展開にどのような影響を与えたかを、展示の一つの切り口に考えている。本稿は、その基礎的作業として、一行がヨーロッパ滞在中に本国に送った書簡を発信年月日順に整理したものである。

## 一 「薩摩藩英国留学生」関係資料

「薩摩藩英国留学生」に関する直接的な資料は意外と少ない。鎖国の禁制下での渡航であったため、甌島・大島出張という名目で出航したことから分かるように、当時海外に派遣されていること自体が口外できない状況であった。したがって、同時代の資料は極めて限定されている。帰国後は、大半の者が明治政府の高官として、あるいは在野において諸分野で活躍したので、後世の資料については人によっては数多く残っており、黎明館でも若干収蔵している<sup>〔1〕</sup>。

さて、「薩摩藩英国留学生」資料としてまず挙げられるのが現地で撮影した写真で、その中でも八人ずつで写った二枚がよく知られている（上段掲載写真）。崑山義成の日記に「一八六五年八月二日一時からバーフの案内で八人ずつに別れてホトグラヒー撮りに行った」という記載があり、この時の写真がそれにあたりと考えられている。その他、一人で撮ったものや二・三人で撮ったものなど数種類の写真が確認されて

いる。

次に日記の類であるが、ヨーロッパ滞在中の一時期的のものも含めると、次のような資料が挙げられる。「畠山義成西洋遊学日誌（畠山義成洋行日記）<sup>(2)</sup>」、「五代友厚廻国日記」「五代友厚欧行要集」<sup>(3)</sup>、「森有礼航魯寄航」<sup>(4)</sup>、さらに、編纂物に収載されているものに、「町田久成若洋行日記」<sup>(5)</sup>、「史談会速記録」第一六九輯、「松村淳蔵洋行日記」<sup>(6)</sup>、「薩藩海軍史」中巻、「海軍中将松村淳蔵洋行談」<sup>(7)</sup>（『薩藩海軍史』中巻）、「寺島宗則自記履歴抄」<sup>(8)</sup>（『薩藩海軍史』中巻）などが挙げられる。これらの資料からは、一行の足跡を確認できるばかりでなく、彼らが欧米で何を見て何を感じ何を学んだかを窺い知ることができよう。

そして、最後にイギリスをはじめヨーロッパ各地から彼らが本国に送った書簡類が挙げられる。書簡は大別すると、藩庁に宛てたいわば公的な報告書と、親族等に宛てたプライベートな手紙に分けられる。藩庁への報告書は、小松帯刀・桂久武・西郷隆盛・大久保利通・養田伝兵衛といった個人宛にはなっているが、実際は藩主茂久（忠義）・久光父子の目に入ることを前提として書かれた公的な報告書の性格を持つ。事実、これらの書簡は「玉里島津家資料」の一部として伝来しており、現在は一括して黎明館に寄託され、『鹿児島県史料 玉里島津家史料』全十二巻（補遺二巻を含む）として翻刻されている。報告書の発信人は、使節団の団長である新納久脩、五代友厚、そして留学生の監督役である町田久成が大半を占めるが、それぞれ石垣鏡之助、関研蔵、上野良太郎という変名を用いている。一方、プライベートな書簡についてはまとまった形で残っているわけではなく、伝記や個人の全集などの編纂物に収載されている程度である。

## 二 「薩摩藩英国留学生」の足跡

史料を紹介する前に、書簡を発信した際の状況をより正確に理解するため、薩摩藩英国留学生一行の出国から帰国までの主な行程を確認しておく。<sup>(9)</sup>例えば⑤の「慶応元年十一月八日付 桂右衛門（久武）宛関研蔵（五代友厚）書簡」などは、玉里島津家の方で整理した際の封筒には慶応二年十一月八日と記されており、『鹿児島県史料 玉里島津家史料』でもこの日付（慶応二年）を採用している。しかし、五代友厚は慶応二年の二月初旬には帰国のためイギリスを離れ、フランス経由で四月二十五日には鹿児島に到着している。したがって、本史料は慶応二年ではなく、慶応元年の十一月八日であることが判明する。

（月・日については西暦で表記）

西暦	和暦	事項
一八六五	慶応元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>四月一七日 串木野羽島を出境。</li> <li>六月二一日 ロンドン到着。</li> <li>七月二日、長州藩士・山尾庸三と会う。</li> <li>七月二八日頃 新納・寺島・五代らが、イギリス外務省に外務次官レイヤードを訪ねる。</li> <li>七月二九日 ウィリアムソン博士の案内でベッドフォードのブリタニア鉄工所を見学。</li> <li>八月九日 斎藤健次郎がフランス人口ニーを伴い訪問する。</li> <li>八月一〇日 新納・五代・堀の三名は、マンチェスター・バーミンガム等の工業都市の視察に出発。（七月初旬ロンドン着）</li> </ul>

一八六六

慶応二年

- ・八月十九日 長沢、グラバーの実家に寄宿するためスコットランドのアバディーンへ出発。
- ・九月一日、新納・五代・堀は、ヨーロッパ各地を視察するためイギリスから大陸へ渡る。
- ・九月十四日 新納・五代・堀はベルギーのインゲルムンステル城にモンブラン伯爵を訪ねる。
- ・一〇月十五日 新納・五代の名前でベルギー商社設立の仮契約を行う。
- ・一〇月二十二日 ロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジの聴講生となる。
- ・一二月二〇日 新納・五代・堀が大陸からロンドンに帰着。
- ・一二月三〇日頃 新納・五代・堀が再びマンチェスター・パーミンガムに赴く。
- ・二月初旬 新納・五代・堀の三名はイギリスを去り、フランスへ向かう。
- ・二月四日・七日 パリでモンブラン伯爵に再会し、ベルギー商社設立の商談を重ねる。
- ・二月十一日 新納・五代・堀は全ての用務を終え、マルセイユから帰国の途につく。
- ・四月二十五日 新納・五代・堀が鹿児島に到着。

一八六八

慶応三年

- ・五月七日 寺島・村橋、帰国のためイギリスを出発。パリを経てマルセイユから帰国の途につく。
- ・七月六日 寺島、阿久根に到着、翌日鹿児島へ。
- ・夏休みを利用して、留学生は別れて欧米視察を行う。森・松村はロシアへ、島山はフランスに、鯨島と吉田はアメリカを訪問。
- ・一〇月中旬 第二次薩摩藩海外留学生の仁礼・江夏・種子島・吉原・湯地の五人が留学先のアメリカへの航海途次、ロンドンへ立ち寄る。
- ・一二月六日 岩下方平を団長とする万国博代表団が鹿児島出発。
- ・二月六日 万国博代表団、パリ到着。
- ・五月十一日 町田帰国のためイギリスを出発。
- ・八月一日 吉田・鯨島・森・松村・島山・長沢、アメリカに渡るため、イギリスを出発。

### 三 「薩摩藩英国留学生」書簡集成

現在確認されている薩摩藩英国留学生のヨーロッパから国元に宛てた書簡を拾い集めたところ、管見の限りでは三三点を数えた。それを発信年月日順に並べ直してみたが、書簡の日付に関しては西暦と和暦を併記しているものはごく稀で、通常どちらか一方の表記しか記されていない。発信人の日程等を詳細に分析すると、記されている月日が西暦か和暦かがある程度判明するが、どうしても判断に苦しむものもある。さらには、日付の全く記されていない書簡も存在する。したがって、配列の順番が前後している可能性もあり得ることを、あらかじめお断りしておきたい。

なお、③の「慶応三年三月十一日付 小松帯刀宛岩下方平書簡」は、パリ万博を本国に報告する内容なので、厳密に言うところ薩摩藩英国留学生一行とは異なるが、参考までに収載した。

史料の出典については、史料名の後に記した。(玉里資料)は「玉里島津家資料」の略で、本稿では「鹿児島県史料 玉里島津家史料」(三・四巻)を参考にした。(森全集)は「森有礼全集」全三巻(四七年 宣文堂書店)、(五代資料)は『五代友厚伝記資料』全四巻(昭和四九年 東洋経済新報社)、(寺島資料)は『寺島宗則関係資料集』上下二巻(昭和六二年 示人社)、(杉浦メモ)は犬塚孝明「翻刻 杉浦弘蔵メモ」(『鹿児島県立短期大学地域研究所研究年報』第十八号)の略である。

#### ① 慶応元年五月十六日付 桂久武・蓼田伝兵衛宛五代友厚書簡

(玉里資料)

西洋文明事情

当地の形情何れも難申上候、ミニストルアルコツク儀は先達而横浜より

帰郷仕候処、同志と共に我朝の形情を議して英政府へ建言せし趣ニは、日本国ハ江戸政府ニ政務を成すと云へとも、近代幕府の兵権漸ク相衰へ、列藩其命令ニ伏従せず、就而は江戸政府と条約を結と云へとも其詮なく、京師の命ニあらずハ普ク行れかたし、然るに京師ハ西洋諸国の事情ニ暗く、自ら強慢にして動すれば攘夷の命を下す、故ニ国民幕命を奉するものと、朝命を奉するものと式ツありて、義論一定せず、国論(紛)粉乱して更ニ不止、勿論京師ハ世情ニ暗ければ、貿易之利毒ハ尚不知、依之幕府と条約を結ひし事を改て京師ニ新約を乞ふへしと云々、然るに是を受タル英政府撰政其論を不用耆度江戸政府へ条約を結ひしものを今更改して、京師ニ新約を乞ふの理なしとて、終ニアルコツクハ支那北京のミニストルと成て既ニ出国仕候出、然るに当時ニ至りアルコツクの義論を信用するもの多々ありて、またアルコツクの建言被相行時勢ニ可至と云ふものも有之候由、両日跡承候付尚亦細々承合置申候、御含ニも罷成御儀と奉存形行申上候、尤此度遠行前各國醜夷共撰海へ相迫り哉の風評ハ追々承居候処、アルコツク抔右之こと有之候処より斯風評も仕候半軟、当分の勢ひニ而は先ツアルコツク之建言ハ不被行姿ニ承得申候、乍然アルコツク之義論を信用いたし候ものも有之哉ニ付、亦々振起候儀も難計事ニ奉存候間、撰海時変江兼日御所置御決定相成不居候而不叶事ニ奉存候、乍恐我朝之形勢ハ譬へ当時如何様の人才ありて公平至当の高論を以所置命令を下候而も、断然不行、見当ハ遠行前長崎表ニ而内田仲之助へ申述置候通ニ而、何事も捨置、暴論拳魁は勿論、天下列藩の政務ニ関係いたし候全権のものを委ク朝命を以 御召有之、西洋諸国の事情実験の為と申す唱ニ而、英仏の両都へ日数百日位滞留せしめ、其開成強大ナルヲ普ク実験いたさせ候ハ、忽蒙昧を相開、何れも目的一知の同論を立罷帰り

可申、其上御国政御評決相成候ハ、下々如何様暴論家有之候而も天下列藩の政府吾に志を合候上ハ、如何様とも押付られ可申、勿論暴論の挙魁自蒙昧を開き、各其輩下に過を改て解候時ハ、かならず降伏可仕軟、此度遠行初生人数之内ニも高見(孫)・吉田(曾)杯ハ是迄暴論の挙魁とも可申ものニ御座候処、此度航洋中地中海迄参り候処、西洋諸国の形情を實驗して、攘夷巨絶のならざるを理會仕り追々相唱候ニハ、遠行の命を奉候節迄は遠行之上彼の事実を詳ニいたし候て、是非攘夷をなすの考なりしに、航洋中追々西洋諸国の形情を實見せし処、迎も攘夷杯の出来るものニ而は無之、是迄愚蒙にして暴論を吐し事をおもひ出し候へハ、實以赤面之至り、今更申訳無之、過て改るには帰郷之上暴論家ニ逢ひ候ハ、びしとやり付申度杯歎慨数々承る位御座候間、實に百聞ハ一見ニ不如識ニ候半軟、此已前横浜鎖港談判之為弘行いたし候池田筑後守と云へるも、始暴論の拳魁にして我れに欧羅巴使節を命せば、横浜鎖港ハ充分談し付候と常々暴論いたし被居候処より鎖港使節となり、仏国迄出掛、其ならざるを始て研究いたし、外国々ニも不行帰朝被致、建言の一簿有之ものニ御座候、何卒愚論之趣得と御熟考被下、可然儀ニも御座候ハ、申迄も無御座候得は、

皇国の興廢を被思召、天下国家の為御尽力偏ニ奉希上候、乍恐撰海へ醜夷共相迫る哉の風評ハ有之候方御国政御決定之御為一段之御仕合ニ奉存候間、アルコツクの義論不相行云々ハ世上ニ不被洩様御含有之、矢張り撰海異艦到来の模様にて何事も御建言無之候而は、事切迫ニ不至、不迫は事不成の基軟と奉存候、△当地学生中の始末も(前山久)民部様・刑部様御連名ニ而御申越相成候通の運ニ而、何事も都合宜、御同慶奉存候、毎日早天より周旋、日暮に罷帰る事ニ而、暫も寸暇を得不申、殊ニ当地ハ北極出

地五拾三度位之処ニ而、昼夜の繁雜甚敷、夜は我五ツ過キニ暮、朝は八ツ半時ニ明け、毎日暮時分に引取、彼にて筆記等仕候内ニは毎も子正過キ相休、無閑事ニ御座候、今晚茂四ツ時分迄無拋異客有之、夫より明日飛脚日ニ付、書状書右愚論相認掛候処、最早明方近ク罷成、明日も早天より周旋之賦御座候間、おもひ残て筆を没し後便ニ中上残候、恐惶敬白、  
丑閏五月十六日夜  
(五代友厚)  
関研蔵  
乍末毫我朝は当時炎暑之時分、折角御自愛奉專念候、

② 慶応元年五月二十九日付 松田次吉宛五代友厚書簡

倫敦着ノ報告

(玉里資料)

不相替御壯榮奉恐賀候、次ニ私共ニ淺既ニ古郷を發候より六拾八日ニして、昨廿八日夕ロントン客舎安着、一統無異儀罷在中候間、乍憚御休意可被下候、然は別紙差上候間、近便より御仕出被下度、昨夜着府候儀ニ而何の方位も不相分候得共、何事恐縮ならざるハ無之、余事申上越度候得共、着涯大混雜、他時ニ申上殘候、御地風評迄京撰の事情、長州之始末は、時々御洩被下候様可申上旨刑部様より承申候、敬白、

閏五月廿九日

(五代友厚)  
関研蔵

松田次吉様

侍史

③ 慶応元年五月二十九日付 大久保利通・蓑田伝兵衛・西郷隆盛宛新

納久脩・町田久成書簡

(玉里資料)

ロンドン着ノ報告

先度ゴールより申越候通、飛脚船乗合多、此方人数はボンへ一江相廻候筈ニ而、同所四月廿四日出船之処、ボンへ一へ同廿八日着、則日飛脚船乗替一日滞船ニ而、同晦日同所出帆、テーデンへ五月七日着、一夜滞船、石炭積入翌八日同所出帆、シユイスへ同十五日昼時分着、則夜蒸氣車ニ而アレキサンデリヤへ発車之処、同十六日昼着直ニ飛脚船へ乗込則日出帆、同十九日モルタへ入港、石炭積入則夜出船、ヂブラルタへ同廿三日夕着、一時計滞船直ニ出帆之処、昨廿八日未明ソーツエムプトンへ着船、夕七ツ半時蒸氣車之手当相整発車之処、則夜五ツ時分ロントン客舎へ着、一統異儀無滞罷在候、余事申越度候得共、着涯大混雜ニ付英着之一左右迄、此段申越候、以上、

丑五月廿九日

(新納久勝)  
石垣鏡之助

(町田久成)  
上野良太郎

大久保一藏殿  
蓑田伝兵衛殿  
大島吉之助殿

④ 慶応元年(七月初旬カ)付 横山安武宛森有礼書簡

(森全集)

久敷寸紙も不奉呈候得共益御清榮可被遊御座恐悅御儀遙ニ奉存候、二私少も無異條大元氣至極ニ而競ひ争ひ終行仕居候付恐なから些少も御重慮被成下間敷候、一統ニおひても至極之無異にて仕合此事ニ御座候、偕私共ニも又々轉宅仕り二三人ツゝ分離して七ヶ所まで分れ、一人長澤氏ハスコットランド之方江行きガラバ之小弟と同く學問之賦にて已ニ先達而

出越相成申候、未小兒之事漸く私共も相別れ申、誠ニ此兒ハ剛氣之人ニ而末頼母數人ニ御座候、石垣氏、關、高木氏等も無異にて、先此大ブリタニヤ中之廻國に出越有之五日已前ニ歸着相成、又々佛蘭及ひ獨逸和蘭等之諸國を遍歴し其後英ニ復歸し然後歸國之賦御座候、大槩來年三四月比茂歸着候半、折角直く右共御待可被下候、偕當地至而無異しかしなから先達も新聞紙廻達し少々我國之事情知れ來り、又々日本懸立此度ハ將軍ち十萬兵を起し撃長し、薩ハ長を救助するとも又否とも彌此事實説御座候哉、付而は 京師之模様は勿論第一父上様不及云御方様如何被爲在候哉、只朝夕歎息汗を握り候計りにて頓と鹽梅相分り不申儘、佛蘭までハ日本使節柴田日向守と申人來着シ候得共いまた何の模様も相分らず、尤何之使節御座候やら□合全く不分明ニ有之、少々聞し計りにて却而憂愁を深く催申候、寸志御遙察可被下候、併五日之中相分り可申候、折角相待居申候、此西洋ニおひてハ只今何慮も平安にて大平を唱へ候砌、我國右之次第誠ニ大歎息之至御深慮如何被爲在候哉、何時か御互ニ垢姿を灑濯する之月日到來せん、中々晝夜難堪御座候、併得と熟思仕候處男夫節を盡し業を述へ寸志を報するハ此時に候半、誠ニ六ヶ數浮世行先何成處に御深慮被爲付哉、頓と私ニは目當付兼候得は、かゝる勢ひ之時運ニ逢ふも自然之事ニ候得はいつれ思丈之寸志を述へきハ此時候半と、行先却而復樂ニ罷在申候心事御推量可被下候、外ニ申上度儀も候得共先留毫仕候、猶后信に奉得細詳候、乍末筆折角時感御厭御自愛專ニ奉懇願候恐惶敬白

(横山安武)  
兄 上 様

足 下

澤井鐵馬

有禮

判 有禮

二百 恐ながら御家内様方へは御序を以可然御傳通被成下度奉頼上候尚々返ス／＼も時感之防禦肝要に奉存候、いつれ御互ニ壯健ハ專一ニ盡し私にも始終心を用ひ保養仕り居申候、左様御放慮被成候、御方様ニも折角御自愛專要奉懇願候、尤宿元江少々保養書を贈遣仕候間乍御序御覽可被下候、別ニ龍動下村々之圖をも贈申候付是も亦御覽可被下候

一 佛蘭西江も日本人壹人程居シ、先比凡一七日計り當バリニ出來し始終落會仕り、隨分面白き人ニ而變名白川二郎と名乗り本國佐竹之藩中にて齋藤某と申人ニ而候得共、頗ニ薩藩江出仕致し度趣を石垣君杯江歎願いたし申候、尤此人ハ已ニ四年已前ヨリ惜ニ渡り是亦西洋諸國を遍歴セシより、尤佛國ニおひてハ政事學を學居候由乍然已來ハ陸軍を修練之旨趣ニ聞へ申候、長州之人三者も追々落會仕り勸察仕候處候、一人山尾と申人ハ誠ニ誠實之人ニ而宣敷人ニ御座候、外兩人ハ左程面白き人物に無之候、乍然三人とも心を薩藩江傾け居候趣き二兄へ申候、追々と嘶之模様左様ニ聞し可申候、左候得は最早日本之人氣大概西國江傾候得共誠ニ追々は樂敷時世ニ成立申候半、御互ニ可奉存候、一寫眞直ニ□差上候付御落手可被下候、ケ様ニ進上仕含ニ御座候處無據譯合到來し相達仕候由願くハ后便を御待居可被下候  
追々各國之英雄の圖も手ニ入申へく候得は眞ニ進上可仕御待居可被下候

#### 附 載

(前略) 先達より新聞紙廻達し小々我國の事情知れ來り、又々日本驛立此度は將軍より兵十萬を起して伐長し、薩は長に救援すとも或は否とも

尊有之此事實説に御座候哉、就ては京師の模様は勿論父上様は云ふに及はず御方様如何被爲在候哉、只朝夕歎息汗を握り候計りにて頓と鹽梅相分り不申、偶々佛蘭西までは日本使節柴田日向守と申せし人來着し候得共未た何の模様も相分らず、又何の使節やらも不分明に有之、少々聞て却て深く憂愁を催す次第寸志御遙察可被下候、此西洋に於ては只今何處も平安にて大平を唱ひ候砌、我國右の次第誠に嘆息の至御深慮如何中々書夜難堪御座候、併し得と熟考仕候處男兒節を盡し業を述へ寸志を報するは此時に御座候半、誠に六かしき浮世行先如何なる所に御深慮被爲付哉、私には頓と日當付兼かゝる勢の時運に逢ふも自然の事に候得共、いづれ思ふ丈の寸志を述へきは此時に候はんに行先却て復樂罷在申候、心事御推量可被下候 (下略)

⑤ 桂久武・大久保利通・蓑田伝兵衛・西郷隆盛宛新納久脩・町田久成 書簡

留学生監督指導ノ件等

於ロンドン府ソーツケンシングトンホテルニ

千八百六十五年第八月四日我六月十三日

英國ロンドン府之

大学校大教師

エ・エツチ・ウキルレムソソ江

君

一 去月三十一日付之貴翰披見いたし候、倍薩州君公より被差遣候遊學士拾四人、講學引立方之儀、万事御引受給り、夫々適宜なる教師之処ニ差

(玉里資料)

置、怠無之様教導為致、且屢聞糺之上、精粗薩州政府御注進給り候儀は、其時々長崎表ニあるゴロウル商社江被申送、同商社より薩州方へ申送候趣向ニ致し度候、依之社中之司長たる石垣君之決談を以、一ヶ年英金四百封度、貴下之煩勞を謝んか為被差送候儀相違無之候、尤此約定八千八百六十六年夏之中頃迄之取極ニして、其後ハ双方之相 談ニよるへし、

貴下之臣僕

ライルホーム

右約定相違あらんかため、拙者之名判据置候、

第八月四日

(新納久衛)  
石垣銳之助

諸生一件

ロントン之大学校先生ウキレムソムと言もの余程人望も有之、ヨーロッパニ高名之由、此者へホームより頼談ニおよび申候処、何事も容易受合、全く諸生之親分ニ而、万事致指持候諸先生江何事も宜く致指南候様と之事ニ而有之、先月初方辺より、追々諸所ニ二三入ツ、配宿相成候而、毎日学校ニ出揃、夫々相応之業ニ相成候、此内より参居候長人抔と違ひ、御国より之人数は、何も本式之仕立ニ至極評判宜く候、左候而、ウキレムソム方江年分謝礼も一ヶ年ニ四百封度<sup>迄</sup>ニ相究候、是は誠ニ過当之様ニ候へ共、何分此国之風儀ニも有之、夫等は心任セニ相成兼候、乍然も日本之金子ニ比較いたし候へは、四五拾両位之割ニも候半、何分無致方仕合ニ候、偕又右之如く、英之大学校先生とは余程重きもの之由、夫々万事引受とは至極之事ニ御座候、誠ニ 御威光ニ候、左候而、西洋之風儀何事も一ヶ年ツ、限りヲ立候由ニ付、別紙之通、ホームより証書遣候付、是ニ拙者之名判相加へ候、然処上野良太郎ニは学頭之処ニ而万

事も引合相成候故、此度は拙者之名前ニ而取扱候へ共、此後は良太郎よりウキレムソム方江何事も引合相成賦ニ候、又来年夫々証書も改相成賦ニ候、因而ウキレムソムより諸生中学業之試ミ折々いたし、時々見聞之形行はウキレムソムより長崎コロウル商会江差向け、御国江御届申上候様と之事ニ候、

一 長沢鼎事は、長崎コロウル之弟、拾三才之者罷后、是と一諸ニ入学いたさせ度之事、分而承り候ニ付、応其意差遣候、尤長崎ニ而初メ遠航之事を引合候時分より、少年之者ヲ分而相望候付、程能ク相對置候処、其儀今ニ連続、右様之次第ニ相成候故今更ニ断も難申入次第二ニ而遣候、乍然コロウル之而親相応之老年ニ而、殊之外ニ叮嚀、実ニ直子如き取扱ニ相見得候、

二 諸生年分被下方、○貳百封度 学頭 ○八拾封度ツ、番頭列 ○六拾封度ツ、平士列 ○百封度 出水此者は是迄聞之諸生之教師ニ候へ共、最早夫々配宿相成候付而は、今暫時ニ而引取ニ候て可宜と候へは、其内滞在中右之通被下方、可然致吟味取究候、尤一統江被下方は、年分衣服料并小仕ニ候、学校之入費料又は送薬料等は別段御用心金見合置、其内より御構被下可然候、右之通ニ而年々遣之申候取組之事ニ候、追而何事も取究候賦ニ候、過当之被下方ニ相当候様ニも候へ共、何分諸色高料故、無致方仕合ニ候、已上、

我七月廿七日

(新納久衛)  
石垣銳之助

桂 右衛門殿

大久保一藏殿

襄田伝兵衛殿



西郷吉之介殿

其二

各国ミニストルヲ大坂ニ御招有之ヘキ之旨、既ニ諸藩ニ達シ、其旨ヲ奉シ候義は被察事ニ御座候、若今外夷輩之望ニ応シ、大坂・兵庫等之開港ヲ御許容アルトキハ、タトヒ往年彼等ヲ掃フノ赤心ヲ保ツト雖トモ、決テ其機会ヲ求候期無之、既ニ英之印度ヲ領シ及マデカスカ島、仏国羅馬宗ノ僧ニ欺カレシ杯之類ヲ以押候トキハ、我カ神州起臥ニ關係スル重大之事許ニ御座候半軟奉存候、別紙一封ハ、今英議院列位ニアルローレンス・ヲリハントと云者、我宇宙間ニアル神州之危愚ニ趣クコトヲ慨歎シ、

皇國之為要領トシテ数許ヲ書記、有志之御方江差出度、外蕃ノ情実陳言仕候儀ニ御座候、仍而は翻訳相添差上度儀ニ御座候得共、飛船期ニ相当リ、急ニ相認候訳ニ御座候得は、原文之似奉差候、(マ)謹言、

西曆三月十七日

(町田久成)  
上野良太郎

上

⑥ 慶応元年七月二十七日付 伊地知壯之丞宛新納久脩書簡

(玉里資料)

軍艦運送船注文代価見積

船代大抵

鉄  
一 軍船二千トン以上之賦

一 馬力付六十五封度ツ

一 トン付五十封度ツ、

二千トン以上共二三分ツ、高料

鉄  
運送船

一 馬力付五十封度ツ

一 トン付二十二封ツ、

帆前鉄  
同

一 トン付二十封ツ、

右同木  
同

一 トン付二十二封度ツ、

船大抵打立日数十ヶ月位、極急き六ヶ月位、夫丈高料 ○船之「ト」  
ン」馬力ハ算法有之候、船之程ニ而は難究と之事ニ候、各国注文之  
船は都而トンと馬力ヲ定メ、夫ヲ以注文相成候由候、同間数ニ  
而馬力格別相違も有之、何分帰帆之上ならては難尽と存候、馬力ヲ  
起ス之算法承置候、

一 諸品相場付、長崎江追々廻置候付、当分御見置可被下候、且は船賃  
長崎連上又難船受負等、都合一割位之由、帆前船ニ而英地出帆より日  
本迄大抵五ヶ月近く候由、蒸気なれば運賃高料、諸相場書も追々長崎

江可差廻候間、御付人より訳書御請取差越趣有之義、此段は御舍可被下候、尚此紙面桂氏(久武)江御廻置相成様願上候、

承居候儀ニ付

一 羅紗類はフランス宜候由、不日ニ彼地可參候、委細探索之賦ニ候、○金巾類は英は帆布は英ニモ織場有之候へ共、究而之事等不相分、何れ運賃旁有之候へは、一凶ニ難究趣も有之候付、篤と探索可いたす候、○金銀は少々日本より下料之向ニ候、乍然支那之可た可宜哉運賃相減候半、○鉄・銅・石炭之掘かたは、能々相分り候、石炭西洋之探しかた候へは、御国も屹と可有之歟、さては書籍も入手之含ニ候、金山は無之候、銀山は未ニ不參候、

一 西洋辺江交易品積之儀は不宜候、都而彼れもいたされ候事、明白ニ相分り候、先上海辺も同様ニ候、夫故琉属島ニ而——第一可宜候半、一 長髪賊は又々起候由ニ而、追々新聞紙ニも相見得候旁々之事、何かたとも難定候、乍福州多き由ニも候、南京も賊ニ取られ候哉ニも相聞得候、

二 御船一件は誠ニ困つたもの、横浜之方ニ而御注文第一宜候、其儀は表通無段君江も差越置候付、大印よりも篤と御聞取可被成候、誠ニ長きことニ而、難尺紙上御座候、已上、

我七月廿七日 石垣銳之助(新納久修)

伊地知壯之丞様

⑦ 慶応元年七月二七日付 桂久武・蓑田伝兵衛・西郷隆盛宛新納久修書簡

軍艦注文ノ件 和文三通 英文一通 四通

(玉里資料)

「巻」

軍艦御詠文之儀、英着以来諸所有名之場所へ差越、長崎ガラバより申出之軍艦ニ基き、段々及吟味候処、一種之軍艦ニ而、船代下料丈ケハ当時専用とは難申候ニ付、当時欧羅巴ニおゐて専要之軍艦ニ向夫々開合、尚スコットラント・ガラスコ各地とは有名之造船場ニ付差越、段々探索致し候処、此商会之主人、横浜ハリソンより軍艦一条引合致し候者ニ而、案ニ行当、是迄横浜ハリソン方江之引合等承候処、当時専用之新製軍艦ニ通り之絵図差送置候付、今日は返答可有之哉と相待居候趣ニ而、船価も外造船場より余程下料ニ有之、横浜へ絵図差送候新製之軍艦ニ向詠文之談判取掛候処、代払之儀、欧羅巴諸国之規則ニ而は、船艦詠文いたし造船取懸りマギリカワラ居付候節、船価之三分之一を相渡、船卸之節と、船相受取候節との都合三ヶ度ニ三分之一ツ、相渡候規則、亦無拗趣ニ依而は、三ヶ度ニ相渡候の代、四ヶ度ニ割渡候談判稀ニハ有之候由ニ而、年府願拵等は捨置、我朝ニ船相達候節、一同相拵候談判さへ整兼候外、造船場ニ而は、何とか談判相調候儀も可有之哉と存、先ツ夫形ニ而相離れ、其後諸所造船家方へ問合候得共、万里相隔居候我朝之風俗も不相分、御国名は新聞紙ニも折々相見へ居候得共、如何なる御国柄とも不相分、殊ニ大金之船代ゆへ、年府願拵ニ而は、造船家も心底ニ不任候様相聞へ、於爰許は、年府拵之談判ハ実々相整丈ニ無之、必死と差図、精々吟味ニ及候処、横浜ハリソンより引合候スコットラント・ガラスコ各地之造船場

は、船価も下料二有之、勿論横浜へ差送置候船図は、当時歐羅巴諸州專用之軍艦と相見へ候付、ハリソンより最早御国許へ差出たるかの船図兩様之内、何れの船と取究め、ハリソン方江談判相成候外有之間敷、ハリソン商社より船価は都合いたし、造船家江相拵候半、勿論左候得は、於当地粗申出候価二而は難相調、ハリソン方二而は、高利之金を以年府中船代を都合致し、其上ハリソンの益分無之候而は、如何様御国へ志を通候而も、元來之商客何のため尽力可致哉、道理顯然之儀二付、夫丈ケハ船価看々相増候得共、当時御金線御難洪之折柄、何れ右様之所置より外有之間敷存候付難黙止、横浜ハリソン方へ差送候船図之扣相貴差送候、尤船価之儀は別紙之通り承候得共、是は前件申述候西洋規則通り、船代三ケ度ニ割渡候処之価二而、年府私相成候得は、此代価見当三不相成候、當時軍艦必用之折柄、片時も急埒候様、精々致苦心候得共、前件之形行二而、不得止事仕合、宜御含給度、此段御問合申越候、以上、

子七月廿七日

石垣銳之助

桂 右衛門殿

大久保一藏殿

蓑田伝兵衛殿

西郷吉之助殿

※封筒は上野良太郎との連名

横浜ハリソン儀は、長崎ガラハ同商社二而、此度遠航之始末も追々意通相成居候半、就而は船御詔文一条是迄延引致し候をホームよりハリソン江委曲申述候ハ、南部等引合もいたし易く候半、依之書状貰受、和解相添差越候、乍併拙者共遠船一条、自然清水へ着合之儀も候ハ、ホーム之書状は其俣被扣置候方可然哉、且亦軍艦御詔文之儀、既二決定

不致之処、折柄拙者共遠航致し、直き詔文之方急埒可致との事二而、於爰許深く探索ニ及候処、内情ハ委曲相分候得共、迅速を計、反て延引相成候儀、実以残慨不少、此上は不得止事打立、期日差急候外無之と存、段々致尋問候処、常例拾ヶ月ニは成就、乍併戰爭中坏至極差急候節は、昼夜ニ相掛、六ヶ月位ニ而出来之由候得共、昼夜之造船ゆへ代価四五割も相増候由、依之横浜ハリソン方御詔文之決答相成候ハ、二ヶ月にして本国ニ達し、拾ヶ月ニは英港出航、三ヶ月にして我朝ニ可相達賦二候、此段ハ為御含候、以上、

〔一二一〕

一新製軍艦と唱候は、別紙図之如、骨組は鉄を以組立、外面檣板を以掩ひ、水平緊要之処、厚鉄板を張り弾丸を防候趣向ニ而、米利堅戰爭中南方ニ發明し数々勝利有之候より、歐羅巴諸所へ相開け、追々製造いたし候新製之軍艦二而、先度横浜ハリソン方へ船図相送候由、尤代金之儀は於爰許西洋規則之通、三ケ度ニ割渡大砲代を外ニして、凡拾九万五千兩程相掛候由、乍併別紙問合ニも申進候通り、横浜ハリソン方より詔文相成候ハ、此直段は見当三不相成候、且亦先度ハリソン方より造船家へ掛合候節、船之長サと大砲数相究め申来り、船之長サニ不相成之大砲数二候得共、詔文なれば不得止事、六拾八封度之大砲拾六挺無理為乗付候繪図相認め、横浜へ差送候出二而、船二不応大砲数は、反て害と成り、無益之事情半と造船家頗ニ歎談致し候、此船之大二而拾式挺位を相備至当と可申、米利堅戰爭中、大ナル戦功ヲ顕候船は、此船同様之大二而、大砲八挺を相備有之候由、旁確証も有之、弥

大砲数は不相応と相見へ候付、尚亦御熟評有之度候、左候而ハリソン方より申出候趣ニは、図之如く水平船腹江厚鉄板は不張趣ニ付、此船ニ御詔文相決候ハ、当時相用候厚鉄板を船腹ニ張り候趣ニ而御詔文相成候旁可然相考へ候、

一 鋼鉄艦と唱候船は、世上之所謂突船ニ而、図之如く船腹厚鉄板を以張り、甲板上ニ直立したる図形之砲台を第二甲板上ニ於て自由ニ周転せしめ、砲発を便ならしめ候堅固之軍艦ニ而、当時歐羅巴諸州最モ盛ニ打立候、尤於爰許之船備ハ、別紙図之大ニ而大砲代を省き、凡三拾万兩余より三拾壹万兩位迄相掛候由、此船図も先度横浜ハリソン方江は前件之新製軍艦図一同差送候由なり、

一 大砲代之儀は船代之外ニして、當時有名之アルムストロング「ホウキツホルト」之兩種之内、為乗付相成候ハ、右両家より造船家買取、為乗付差出候訳ニ付、別紙大砲直段為見合差送候、尤當時四拾封度以上之アルムストロングは、種々害ありて本込を不相用、皆口込ニ有之候、アルムストロング「ホウキツホルト」ノ得失は、於当地も利害両立して難決候得共、「ホウキツウヲルト」ノ彈丸ハ製作至て六ヶ數相見得候付、何れ口込之アルムストロング方ニ而も可有之哉、右両様之軍艦、得失之儀は、是迄於諸所頭在實驗致し候趣、新製軍艦より鋼鉄船之方最も堅固ニ相見得、至極要用ニ相考候得共、夫丈ケ船備相増候儀故、於爰許難決候間、両艦之内御金繰之都合ニより御評決有之、ハリソン方江御詔文相成度候、左候而ハリソン方より引合之趣ニ而は、大砲玉葉并小銃之為乗付ハ無之様承候付、折角御詔文相成候儀ニ付、其軍艦ニ相応候玉葉・小銃迄も為乗付、御詔文之方可然哉相考候、

但新製軍艦へ大砲拾式挺も為乗付候ハ、大砲代相応ニ相及、鋼鉄

艦之価ニ格別相異り間數哉ニも相考候付、為乗付之大砲玉巨御評決之上、大砲代ト新製軍艦代を相合せ、鋼鉄艦之価ニ比較し、得と御評儀有之度候、

於ロンドン府千八百六十五年

九月十六日我七月廿七日

横濱ゴロウル商社へ  
君

一 過日、薩州より貴下之商社へ軍艦詔文之儀、粗談判有之候由之趣、右返答追々致延引候次第、貴下へ明解いたし呉候様、即今爰許滞在之上官より承知致し候、右は此度遠航之折柄ニ付、尚又於爰許巨細ニ致探索、適宜之軍艦詔文致し候様と之命を被報、英着以来有名之造船場諸所へ同伴、其内ランドルフエルドルス商会へ被差越、委曲探索相成、且談判有之候趣、彼是得者有之、先度同商社より貴下へ被差送候図面之通（圖面ハ横濱滞在之薩州士官へ被相渡候様）之軍艦、壹艘は水平線之処鉄板を以張りし木船ニして、大サ八千九拾トンなり、今壹艘は甲板上ニ砲台ある鉄軍艦ニして、大サ八千四百五拾五トン、右式艘之内壹艘、適宜之船詔文相成候半軟、尤金繰之都合出来候得は、鉄軍艦を至極被相望候由也、此書便、一同爰許ニ而探索之次第、巨細被申送候趣、然ル上ハ右詔文之儀も速ニ治定可相成、船代払之儀は、貴下へ談判可相成候由なり、

貴下之臣儀

ライフルホーム

⑧ 慶応元年七月二八日付 松田次吉宛五代友厚書簡

(玉里資料)

(付紙)

積書 「アームストロング砲」「ホウキツトウワルツ砲」及彈藥代償見

アルムストロング口込大砲

十二ポント砲

価英金百五拾封度

「為金四百五拾両」

但オツプセツト相添

二十ポント砲

同 式百式拾封度

「為金六百六十両」

但同断

四十ポント同

同 三百五拾封度

「為金千五十両」

但同断

七十ポント同

同 六百拾封度

「千八百三十両」

但同断

百五十ポント同

同 千五拾封度

「三千百五十両」

但同断

三百ポント同

同 千八百封度

「五千四百両」

但同断

「別紙鋼鉄船へ居付候大砲は、百封度之アルムストロングと相見得候  
 処、此直段付ニ不相見得候付、七拾封度・百五拾封度之中間ニ依て比  
 例致シ候処、凡百封度ニ而二千四百八拾六両位も可致哉、勿論此大砲  
 之価も別紙問合ニ申越候通り、ハリソン方より誂文相成候ハ、是以  
 見当不相成候得共、為見合申進候、」

彈丸数百之価

十二ポント砲彈丸

同 四拾七封度拾三シルリング三ペンス

「百四十二両二歩三朱」

但ボイス其外要具相添

二十ポント同

同 六拾壹封度拾三シルリング四ペンス

但同断

四十ポント同

同 八拾五ポント拾八シルリング九ペン

但同断

七十ポント同

同 二百五十七両二歩一朱

但同断

百五十ポント同

同 百拾五封度六シルリング三ペンス

但同断

三百ポント同

同 式百封度六シルリング三ペンス

但同断

砲台

同 三百四拾式封度拾六シルリング三ペ

但同断

砲台

同 千二十八両二歩式朱

十二ポント野戦砲

同 百六拾封度

着発弾四シルリング

〔為金二歩一朱位〕

但要具相添

三十ポント

同 六拾五封度

二十ポント

同 六シルリング

〔為金三歩式朱〕

四十ポント

同 八拾五封度

同 六シルリング三ペンス

〔 〃 三歩三朱〕

七十ポント船砲台

同 百五封度

四十ポント

同 九シルリング

〔為金一両一歩一朱〕

百五十ポント同

同 百四拾五封度

同 拾シルリング

〔 〃 二両二歩〕

三百ポント同

同 貳百三拾封度

七十ポント

同 拾五シルリング

〔 〃 二両二歩一朱〕

スリ砲台

〔七百二十両〕

同 拾八シルリング

〔 〃 二両二歩三朱〕

七十ポント船スリ台

同 六拾五封度

百五十ポント

同 貳拾七シルリング

〔 〃 四両一朱〕

百五十ポント同

同 百五封度

同 三拾貳シルリング

〔 〃 四両三歩一朱〕

三百ポント同

同 百七拾封度

三百ポント

同 五拾五シルリング

〔 〃 七両一歩一朱〕

空并着発弾数壹ツノ価

十二ポント

空弾三シルリング六ペンス

〔為金一歩三朱位〕

同 六十五シルリング

〔 〃 九両三歩〕

元込之砲ハ右之価ニ壹割五分相増し可申候、代銀払之儀は、御詔文之節

三分ノ一、亦三分ノ一ハ半成就之上、残り三分ノ一ハ都て成就之上ニ而御払入被下候事、

荷造雜用等ハ右価之外ニ御座候、

(付紙)

「別封御軍艦御詔文一条ニ付、愈々御掛合相成申候間、急便より御仕出被下度奉願上候、已上、」

丑七月廿八日

〔五代女界〕  
関研蔵

松田次吉様

侍史

巢中六角形

ホウキツトウラルツ口込砲代価

二十ポント海軍銅砲

英金二百五拾封度

〔我金ニシテ千五十兩〕

三十二ポント同

同 五百三拾封度

〔我金ニシテ千五百九十兩〕

五インチ半口径同

同 七百八拾封度

〔我金ニシテ二千三百四十兩〕

七インチ同

同 千五百封度

〔我金ニシテ四千五百兩〕

玉捧其外要具一式代価

二十ポント

同 六封度半

〔我金ニシテ拾九兩二歩〕

三十二ポント

同 八封度

〔我金ニシテ二十四兩〕

五インチ半

同 九封度半

〔我金ニシテ二十八兩二歩〕

七インチ

同 拾壹封度拾五シルリング

〔我金三十五兩弍朱余〕

砲台代価

二十ポント

同 三拾四封度

〔我金ニシテ百二兩〕

三十二ポント

同 三拾九封度

〔我金百十七兩〕

五インチ半

同 五拾封度

〔我金百五十兩〕

七インチ

同 七拾三封度

〔我金二百十九兩〕

スリ台同

二十ポント

同 八拾封度

〔我金二百四十兩〕

三十二ポント

同 百拾壹封度

〔我金三百三十三兩〕

五インチ半

同 百四拾四封度

〔我金四百三十二兩〕

七インチ

同 百七拾壹封度

スリ台用之心捧并車一式

〔為金五百十三兩〕

空彈同

三十二ポント

同 百拾封度半

二十ポント

同 貳拾五封度

〔為金三十一兩二歩〕

〔為金七拾五兩〕

五インチ半

同 拾貳封度半

三十二ポント

同 四拾貳封度

〔為金三十七兩二歩〕

〔為金百二十六兩〕

七インチ

同 拾貳封度十五シルリング

五インチ半

同 六拾九封度半

〔為金三十八兩貳朱余〕

〔為金二百〇八兩二歩〕

ヘントスパイクス但木挺之類軟

三十二ポント

同 貳拾六封度

七インチ

同 百五封度

〔為金七十八兩〕

〔為金三百十五兩〕

五インチ半

同 三拾三封度

二十ポント

同 六拾六封度拾四シルリング

〔為金九十九兩〕

〔為金二百兩貳朱位〕

七インチ

同 四拾三封度

三十二ポント

同 百封度

〔為金百二十九兩〕

〔為金三百兩〕

實彈數百發之働

二十ポント

同 拾六封度半

五インチ半

同 百六拾七封度拾四シルリング

〔為金四十九兩二歩〕

〔五百三兩貳朱位〕

三十二ポント

同 貳拾六封度

七インチ

同 貳百七拾八封度

〔為金七十八兩〕

〔為金八百三十四兩〕

五インチ半

同 五拾五封度拾貳シルリング

筋立テ田彈同

同 五封度拾壹シルリング

〔為金百六十六兩三歩〕

〔為金拾六兩貳朱余〕

七インチ

同 百五封度

三十二ポント

同 八封度拾七シルリング

〔為金四百五十一兩二歩〕

〔為金二十六兩貳朱余〕

五インチ半

同 拾七封度拾四シルリング



七インチ

「為金五十三両」

同 三拾三封度

「為金百両貳歩」

但油塗リタル栓之類歟  
數百之価

同 三封度

三十二ポント

鉄楯打銅空彈

數壹ツ之価

五インチ半

同 三封度半

「為金九両」

二十ポント

同 四封度半

「為金十三両貳歩」

七インチ

同 六封度半

三十二ポント

同 五封度

「為金十五両」

〔八寸付アル〕  
セコンデ付之ボイス

「為金十九両二歩」

五インチ半

同 六封度半

「為金十九両貳歩」

二十ポント

同 拾三封度拾八シルリング

七インチ

同 九封度半

「為金二十八両貳歩」

三十二ポント

同 価

「為金四十四両壹歩貳朱」

パトロン用之袋

數百之価

五インチ半

同 価

二十ポント

同 貳封度

「為金六両」

七インチ

同 価

管數百之価

同 拾八シルリング

三十二ポント

同 貳封度半

「為金七両二歩」

三十二ポント

「為金二両二歩三朱余」

五インチ半

同 四封度

「為金十二両」

五インチ半

同 価

七インチ

同 八封度

「為金二十四両」

七インチ

同 価

〔マダ〕  
二十二ポント

同 壹封度貳シルリング六ペンス

ルプリケーテキングウラツト

「三両一歩一朱」

ウードサボット但木栓之類歟

三十二ポント

同 壹封度八シルリング

〔為金四両三朱〕

五インチ半

同 壹封度拾三シルリング

〔為金四両三歩三朱〕

七インチ

同 壹封度拾九シルリング

〔為金五両三歩〕

荷造雑用之儀ハ、右価之外ニして、三分之ハ御詔文之節、残りハ成就之上、御払入被下候事、

⑨ 慶応元年八月七日付 横山安武宛森有礼書簡

(森全集)

不肖の私千萬恐入奉存候得共御諱憚の程も忘却寸忘愚慮の趣無伏臆奉申上候、伏して願くは慈仁可被下候、其議外に無之御方様如何御渡世被遊御座候哉、文武一向御研究御上達被爲入居候哉、就ては恐多奉存候得共行先の世體御深慮如何御見定被遊御座候哉、(中略)私愚考仕候處いづれ文武は武士の基本と定り居候得共、當時の世體深慮に可及場合に御座候はんか、武も武に依り劍戟の武は區々の小武に御座候はんか、實に劍は一人の敵にて一身の守戒と愚存仕候、自ら深き御遠略の處は奉察候得共、非常の時節は是非の大見定を据すんは男兒の仕業仕遂げ難く御座候はんか、(中略)阿兄深慮之不肖の私汚言至極、且御遠略の處も不顧眇千死萬罪伏して罪を階下に奉待候 稽首敬白

⑩ 慶応元年八月付 横山安武宛森有礼書簡

(森全集)

(前略) 私事にも大元氣にて勉強仕隨分人にも後れ不申候に付乍憚些少も御懸慮被成下間敷候、外一統にも至て無異仕合此事に御座候、石垣君等三士も去月二十四日佛蘭西廻着彼地二十日餘り滞留にて一應當地に引取り不日に歸朝の積に御座候、然れば來春は大概二三月に於ては被歸着候半、萬事其期を御待居可被下候、御當地の勢も追日相變し古砲家云々の一條及び大島先生昇役の事件等細々御示し被下實に雀躍千萬、乍恐神州の正氣も未衰と計りに覺申候、且又川上、坂元、平田、岸良、谷村、川崎等の事に就ても誠に國幸至極追々世體も一變仕候半、いづれ生涯の間には男兒の志爲是行はるゝ事あらんと晝夜只思ふのみに御座候、寸志の程御推察可被下候、(中略)當地へ廻送の新聞紙に將軍又々大軍を引率して不臣の徒を誅せんか爲大阪まで通行の處、一ツ橋の配下なる一人の刺客將軍を狙ひ候處右科露顯して被戮候趣其外種々の新聞相見候得共、何れも粗略且は眞偽の處も難計是等の處御後音詳報奉希候

造士館の廢止に付き云々誠に案外に御座候、併し自ら御上の御深慮可有之、然るに坂本先生などの愁嘆は想像罷在申候、講館も追々御變革可有之歟、乍餘計古來の館風は甚宜敷無之是非御變革は有之度と希望仕候、海彦士杯は當分如何御座候哉、講館に就ては周旋有之候半と推察仕候、御存の通私寸志も是非館中を盛んに無之は人物は出來間敷と申す考は未だ變し不申候、西徳杯は當分如何に罷在候哉御聞は無之哉、此人講館の爲盡力せんとの説も承居申候(下略)

⑪ 慶応元年九月朔日付 横山安武宛森有礼書簡

(森全集)

(前略) 佛地まで渡來の日本使節も一向譯柄分り不申候、表向には器械  
其他諸物を買入れんか爲と申す事に候得共内實は佛を頼みて未來の計策  
を爲すとの事に御座候、尤薩摩より已に英國に多くの書生等を渡して後  
世恐敷基ならん事を察し終に斯様に渡來の首尾と傳聞仕候、彌々右の通  
の譯に候得は可笑の至、誰一人皇國に生れて當時の形勢を慨嘆せざらん、  
實に古來の姦性中々言語に絶へ申候、將又西洋に於ても幕名甚宣敷無御  
座候、實に同く皇國にありて右様の形勢且外吏より善惡を被指候段慷慨  
至極の耻辱なり、嗚呼何の日か天運の循環を得ん、(中略) 何れ人間一  
度は宇宙を遊觀せずんは十分の大業遂げ難しと愚存仕居申候、私にも了  
簡未だ頼と据え不申候得共此度渡海以來魂魄大に變化して自分ながら驚  
く位に御座候、私に於て第一學問する所人物を研究するにありと考ひ付  
始終心を用ひ汚魂を洗濯仕居申候(中略) 若や英學御打立も有之候は、  
書籍は如何に御座候や、何れ佛書にて候半、若や字引及文典など御用ひ  
に候は後便進上可仕(下略)

⑫ 慶応元年九月十九日付 横山安武宛森有礼書簡

(森全集)

(前略) 私にも近來は誠に何かに謹むと考申候内殊に體の養生は手を付  
申候、毎朝眠覺次第直ちに冷水を以て總身を清潔にし、其食物の養生は  
勿論毎日半時の間確と時を定めて綱攀をなし逍遙を取り種々の力働をな  
して壯健を養ひ申候、若も一日右等の仕事を缺申候得は却て不快を催す  
位に御座候、扱又先度の御深慮の養生の文今に頼と忘れ不申候、寸暇の  
節には拜見仕實に一々御尤千萬今更其時の粗暴の養生を惡むまでに御座  
候(下略)

⑬ 慶応元年十月十三日付 桂久武宛五代友厚書簡

(玉里資料)

欧州文明ヲ報ジテ見学ノ必要ヲ告グ

八月廿二日龍動府を發しウエルギー國都府より独逸列國李瀟生都府和蘭  
諸所相周、去月廿八日仏國都府巴理斯へ參着無異周旋仕居中候、乍恐御  
休念被遊被下度奉願上候、偕は当府之形勢は龍動府へ比すれば三分一位  
も可有御座候得共、一体繁花美麗にして不患なく、海軍は英國に不及と  
云へとも陸軍は英亦不及、當時於歐羅巴諸學問の開ケたるは仏國の右に  
出るなし、英人と云へとも依學問其極ニ至れば、仏書ニ依て講すると  
云々、故に仏國は下に人才多く在て國政を討論する事多く、國政甚不容  
易、譬仏國は私式之才力を以動し与ふとも、英國は難動是を以て英仏之  
情體を御推覽被遊被下度候、其他一般歐羅巴之形勢、國政之大意と云ふ  
ものは、富國強兵之順序を相守詳に出入を計りて事業に及す、國政公平  
にして貴賤を不論、高論あれば則是を用ひ人を挙るに愛憎を以せず、才  
力を論して各其機を以專任して仕ふ、海軍は海軍局に學ひ、陸軍は陸軍  
之學講に入る、其他の講學と云へとも各随意之學講に學ぶ、亦貧人は貧  
院を立て養ひ、病院は病人を療治せしむ、捨子は養院に養ひ、馬鹿院啞  
子院を立て、適宜至当之職業を教へ、罪人と云へとも無益に籠舎する事  
なく、其局中に放置して各得意の職業を以、種々の製作をなさしむるの類、  
實に不至処なし、歐羅巴諸州に於て尤公平なる仁政は第一英國第二ウエ  
ルギー國也、其他仏國・独逸列國・和蘭等は公平之内ニ茂國法と云へる  
ありて、英・ウエルギー國の如にあらす、御熟知之通英國は我朝同様之  
孤島にして、物産土質ハ我朝に難比候得共、富國強兵共に成て地球上を  
横行し、英國の右に出るなし、我朝は人質強慢にして地球上之広を不知、

国内之動搖に空ク年月を費す井中<sup>(連)</sup>の哇か井口より蒼をあをひて広とするに似たり、今形二而は北に魯西亜あり、西に英仏あり、東に米利堅ありて終に彼之沓を取るに至るへし、嗚呼其期二至り慨歎斃とも益なし、故に遠久之大患を見通して速ニ蒙昧を照し国を開き富国強兵の尽力なからざるへからず、是迄我朝之形勢を推候処、先便も申上候通、各自論を主張して如何なる高論と云へとも快とせず、異論紛々、更に国政決定するの期限なし、適患国之士不少と云へとも我朝内部之形勢動搖而巳を注目して、井中之蛙論多く、主張する処の義論異にして 皇国之全力を尽す不能、故に開鎖を不論、公家方諸大名を始、列藩之政務に關係する全權を撰び、或は攘夷家之拳魁と共に歐羅巴之形勢見せしめ、我彼れの国体政務の得失を目下に決論し、天下列藩志を一にして国政の大変革を起し、普く緩急之別を立、富国強兵之基本を相守、国政を振起せば、拾余年の功を不待重細亜に独歩すへし、此節遠行人数之内ニ茂過半は攘夷の拳魁たる人物有之、地中海へ参る迄は種々強慢之愚論多、見聞も不忍様御座候処、地中海マルタ島港に着、始而歐羅巴之開成強大なるを實驗して、忽蒙昧を照し、是迄主張せし愚論を恥、歎慨して不止、刑部様私共ニ茂是迄歐羅巴之事情粗観察仕居候得共、斯迄はあるましく相考居候位ニ而、遠航以來段々愚存茂相変、以御蔭此度格別之講学を仕り、日々諸件を見聞して、只々憤發慷慨而已ニ御座候、勿論歐羅巴は我朝之形勢を以及熟考申候処、未だ遊学生等を差出之階級等無御座候、如何となれば、譬へ学生成功帰朝いたし候而は、上に立官吏蒙昧なれば不行、勿論下より上を仕ふ不能、則当時仏国之形勢同様ニ而、下に人才多して上愚なるか故に、国制は甚以不容易候、国を開に緩急の別著して富国之功不成バ、良法ありと云へとも行ひ難し、故に乍恐 大守公御一番に被遊御踏出、上

よりして下を開くの御所置こそ奉專念候、次ニは御国許而已相聞ヶ候而茂普 皇国に及す不能候付、前件ニも申上候通、公家方は勿論列藩の諸侯歐羅巴に航して形勢実験無之内は御国政御決定之期断然無御座候付、此義論は是非一御同意被遊被下、可成速ニ相開候様御尽力奉願上候、右之外申上度儀は筆紙難尽、何れ不遠御目通仕候節可尽申上候、至誠敬白、

丑十月十三日

(五代女學)  
関 研蔵 拜

右衛門様

侍史中へ

迫而奉申上候、御国許も追々整財之御手略被召付哉之趣伝承仕り、就中南島ニ於てガラバ江之御談判、香港之鎮台ちと不承知之由、ガラバ商社よりホームへの書状に相見得、於爰許歎息仕る事御座候、歐羅巴之形勢実験仕候処、愈以富国之策略切迫と罷成、段々趣向相付申候処、別而能キ都合ニ相運ひ、此策普く相行候ハ、百万両式百五拾万両之御金繰は如何様とも御出来相成可申候、此始末は運航中第一之御土産と奉存候得共、大略申上候而は、反而御疑惑可被遊候付、帰郷之上と申上残候、尤此外差急申候事件も御座候間、精々差急帰郷之賦御座候間、来二月中ニは拜謁可仕哉奉存候、毎度乍恐乱筆御推覧奉希候、敬白、

⑭ 慶応元年十一月八日付 桂久武・大久保利通・養田伝兵衛・西郷隆盛宛新納久脩書簡

英国ノ日本ニ対スル武力政策

(玉里資料)

別紙之通近比承得候、此儀も慥成出所ニ有之、第一之事柄付早速申越候、

然処既二兵庫開港も近寄り、是が右之期限歟と申事二候、偕又便良も当分滞英、先度も申越置候通、今二別段相替処差而承程之事も無之候へ共、武備之手当は近々有之由二承り候、乍恐生財之一事は曾而手段も無之、ケ様二武備之用意迄而已、如何之もの歟、西洋人之咄も近々承り申候、和蘭二而打立之船も来年は日本江廻船相成賦候由、四拾間余之軍艦二而、大砲も二拾挺位と申事二候、我々共も我來月中旬迄二は英地出立帰帆候趣之賦二候、殊之外二長引き候へ共、決而何も御都合向之事二而候へ共、何分情実巨細書面二而難尽候、已上、

我十一月八日

一新納久格一  
石垣鏡之助

桂右衛門殿

大久保一藏殿

蓑田伝兵衛殿

西郷吉之助殿

### 秘密之急報

英国万政務全権領事官バームストン<sup>名</sup>と中もの、今式ヶ月以前致病死、跡代是迄外国掛領事官ロスル<sup>名</sup>二被命候処、則魯細<sup>名</sup>・李漏生<sup>名</sup>・和蘭<sup>名</sup>・仏蘭西へ密使を以極内談判いたし候趣意左之通、

一日本国は人質強慢にして条約を不守、道理相諭候而茂詳解する不能、今形二而は往々和親交易普相行れ候期限無之、故二速二兵権を以強慢を治し、蒙味道理を照して国家を開しむるの外所置なし、英国二於ては兼而並細<sup>名</sup>諸州へ差遣置候数拾艘之軍艦相遊居候付、此内より差向一戦二及び、兵権を示して隨意二開港を成すへし、勿論必勝無疑候付、軍用之雜費は日本より可相請取候間、別段出金二不及、故二亦国民之

惣論を不待、領事官中之権を以可計、御同意可給哉と云々、

一魯細<sup>名</sup>・李漏生<sup>名</sup>之返答二、日本国と和親条約を結と云へとも、未だ商民等相渡り貿易を成すに不至、兵権を以随意之開港いたし候而茂、国家を益する程の功なし、御内談之趣ハ御尤二は候得共、御同意難致と云々、

一和蘭国之返詞は、三百年来和親旧交之國柄二付、譬へ条約を不守と云へとも、不得止事、内情もあるへければ、兵権を拏て襲に不忍と云、

一仏国二而は魯細<sup>名</sup>・李漏生<sup>名</sup>同様之趣二而、国家有益薄く、則今御同意は難致候得共、於英国難默止時機二茂相成、御出艦有之候節は何時も応戦可致と云々、右各国より返答いたし候大略二而、其後英政府二而如何様之評決いたし候哉不相分候、勿論ケ様之密談は各国政府二而互二相秘候儀二而、実不相洩事候処、幸にして承得申候、尤ケ様之儀を相洩候儀露頭いたし候節は、則入籠いたし候程二而英国中二而、領事官五六人之外存候もの決而無御座候由、且亦右密談之基を承候処、故ハームストンは天生穩なる所置を相好候人物二而、此已前横浜へ参居候ミニストルアルコツク致帰英候節、日本国は兵権を以なご、れば事成かたしとの云々をハームストンへ論候処、ハームストン信用不致、夫故ニアルコツクは支那北京へ遣候由、然るに当ロスルは至極活発なる所置を相好候人物二而、兼而アルコツク之説を信用いたし居候山二而、此度ハームストン之跡二出、速二右之談判を發候由御座候、鹿兒島戦争前生麦一条之所置を横浜ミニストルへ指揮せし趣を、今更承候へは、此御方より償金御差出不相成節ハ、(後欠)

⑮ 慶応元年十一月八日付 桂久武宛五代友厚書簡

歐洲ノ事情、幕府ヘノ答弁、英国ノ対日本策等ノ報告

英国万政全權領事官ハラミユバームストンと申者、今五拾日計前致病死、跡代

リ是迄外国事務領事官ミニストルロスルニ被命し以來、魯細亜・李漏生・和

蘭・仏蘭西へ密使を以談判せし趣ニ、日本国は人質強慢にして条約を

不守、道利相諭候而茂詳解する不能、今形ニ而は往々和親人質益普易く

相行れ候期限無之、故に速ニ兵權を以強慢を治し道理を照し、国家を

開かしむるの外所置なし、英国ニ於ては兼而重細亞諸州へ差出置候數

拾艘之軍艦相遊居候付、此内より差向ケ及一戰、兵權を示て随意之開

港を成すへし、勿論必勝無疑候付、軍用之雜費は追而日本より可相請

取候間、別段出金ニ不及、又國民之惣論を不待領事館中之權を以可計

御同意可給哉と云々、

一魯細亜・李漏生之返答に、日本国と和親条約を結ふと云へとも、未た

商民等相渡り貿易を成に不至、兵權を示して蒙昧を照し、譬へ随意之

開港いたし候而茂、国家ヲ益するの功なし、御内談之趣御尤ニは候得

共、御同意難致と云々、

一和蘭国之返詞は、三百年來和親旧交之國柄ニ付、譬へ条約を不守と云

へとも不得止事、内情もあるへければ兵權を拏て襲に不忍と云、

一仏国ニ而は凡魯細亜・李漏生同様之趣に返答いたし候哉之内、於英國

難黙止時機ニも相成出艦有之候節は何時も應戰可致と云々、

右各国より返答いたし候大略ニ而、其後英政府ニ而如何様之所存相懷

居候哉更ニ不相分候、勿論ケ様之密談は各国政府ニ而互ニ相秘候儀ニ而、

容易ニ不相洩事候処、幸にして承得候、尤此已前英國万政全權バームス

トンは天生穩かなる所置を相好候人物ニ而、横浜へ相勤候ミニストルア

ルコック婦英之節、右バームストンへ建言せし趣に、日本は兵權を以道  
理を不示は難開との云々申立候処、バームストン信用せず、必竟夫故ア  
ルコックは支那北京ニ遣候始末之由、然る処此節バームストン之跡に出  
候ロスルは兼々アルコックノ説を信用いたし居候由ニ而、速ニ各国へ密  
談を始し事と被察申候、且亦今亦承候へハ、鹿児島戦争前若

薩摩より償金を不相渡節は蒸氣船を可奪と横浜ミニストルへ命を下候  
ものも右ロスル之所置する処也と云々、

此壹枚は草稿にして念之為差上申候、表向石垣様より御連名ニ而御  
差送相成候由、

幕府より御尋問之節御答振之大略

國許家來共今般歐羅巴へ罷越候始末は、近來天下之形勢

日に致動揺、御国政御決定ニ至り兼候處より追々奉 勅命、大隅守登

京數々 參内被仰付折柄は、於 内裏 大樹公(徳川慶喜) 市橋公其外諸大名之御

列席に罷出、御国政向御相談も蒙 仰、服藏不申上も反而恐入奉存候付、

追々存慮建言仕候儀ニ御座候、然る処當時御国政向重立候ケ条は開鎖之

事件より専夷人御取扱向之儀ニ而、於 幕府は追々歐羅巴へ使節をも被

差出、和蘭国ニは多人數之學生御差出相成、時々夷情御見聞被遊候儀は

勿論、長崎・横浜・箱館等ニ而異人御取扱等ニ付、自夷情被遊御熟知候

御儀ニ御座候得共、國許之儀は是迄御國禁之儀故家來共随意ニ航海仕候

儀不罷成、長崎・横浜等ニ而異人付逢茂不仕候ニ付而は、顕実異情ニ暗

き 大隅守御国政向之奉 御相談存慮申上候節御取用被下、万々一も其

事件異情ニ難心事ニ罷成、夫より御國家之御大患を醸出候儀共有之候而

は、天下國家之御為不容易重太之儀、甚以恐入奉存候間、是非夷情探索

不仕候而不叶時機ニ罷成、則受 御免許家来共歐羅巴へ差出度存候得共、未開鎖之御議論さへ御決定相成兼候折柄、譬へ奉願候 而茂実御免難被仰付形勢ニ付、暫止罷在候得共、尚及熟考候処 御国政向御相談之蒙 仰候儀は前件申上候通最至太之儀ニ付、御国禁之儀ニは御座候得共、輕重勿論難較不得止事、夷情探索之為家来共歐羅巴へ罷越候第一ヶ条之趣意ニ御座候、次ニは軍整筋之儀は追々以 御敵命被 仰出趣も有之、積年国力を傾け調整仕置候得共、一昨年於鹿兒島英夷と及一戰候処、些七艘之軍艦さへ老艘も打沈め得不中儀遺憾千歳之至り、必竟は海軍之不開と当時之軍整に拙故とも可申、夫より国中之士民激動憤發して講学之手略を尽候得共、海軍及利機製造又は大小砲訓練之儀は專彼之長する処にして、於 我朝研究難致候付、異情探索を本意といたし、寸閑を以彼か長する処之講学為仕候式ヶ条ニ御座候、第三ニは追々海軍を開き砲台を築き、大小砲を備へ武備充實せしめ候とは日是よりうらにありに千金之費有之、常例旧式之国力を以実充分及し兼候処より、歐羅巴諸州ニ於て整財弁利之機械を求め、或は彼か專好する処の物産を探索して國中ニ開き、普富国強兵之礎基相立候様之趣意をも中含越候第三ヶ条ニ御座候、右三ヶ条之儀は当時国家興廢ニ相関候眉睫至迫之急務にして、片時茂黙止難罷在、御国禁を破候儀は重々恐入奉存候得共、御国家之御興廢をおもひ候へハ輕重以難比不得止事、家来共歐羅巴へ罷越候始末ニ御座候間、何卒前文之趣意得と御熟評被下、寛太之御所置奉願候外無御座候、乍併 御国禁ニ相背候儀は只々奉恐入候と云々、右愚存之大略申上越候、就而は当時我朝之形勢ニ依て趣意相異候儀は勿論之御儀ニ奉存上候付、何卒御熟覽御熟評之上可然御取直被下、依時宜ハ幕府より尋問不仕内斷、然此御方より御届切之御手段も可被為在哉奉存候事、

遠行以来今ニ御模様不奉承知候得共、愈以御勇榮御連勤可被成御座、恐悅至極奉存候、次ニ爰許一統無異、初中生ニも追々勉強昇達相成中候、私共ニ茂当月三日仏国都府巴里斯より龍動府へ引取、無異罷在申候、乍恐御休念被遊可被下候、

一我朝之形勢も一向不相分穩方ニ而可在之欵、支那新聞紙上ニ横浜より各国領事官兵庫開港欵之事件ニ付、大坂辺迄出掛候哉之趣相見得、始末如何と遠思罷在申候、且亦歐羅巴も格別珍事ハ無御座、別紙急報幸にして承出石垣様御方へ其様差出置候得共、草稿尚亦差上申候、別紙之通英政府より各国へ致内談各国同意之姿ニは無之候得は、英政府ニ而我朝之形勢ヲ見積候上ハ、尔米兵庫開港は勿論、何そ之物儀ニ付込必ず襲来可仕は案中御座候間、当分之内御所置向御評決被為在度奉存候、御条約各国之内英国は頻ニ兵庫の開港を懇望いたし居候様子ニ而、仏国は渡来之商民等相少ク、譬へ開港いたし候而も夫迄之利益と難申、反而償金ニ而も相請取開港不致を相好候模様ニ候得共、重細重ニ而ハ英国を押候儀不相成、英国之下ニ付仏国は周旋仕候由御座候、当時横浜在留之英ミニストル尤強情ナル人物、本国ニ而は別紙之通相讓、何分ニ茂兵庫の開港は御開港以来第一之御難体ニ御座候、いやと云へは勿論戰爭ニ而京 撰之地拾日も難保、亦開港相成候ハ、天下之人心難洪如何なる知者も所置するの道なし、此以前内田仲之助殿歐羅巴より愚札を以申上候、天下列藩諸大名之公子亦は政事ニ関係する全權及び三条・中山如之暴論家を集て英艦ニ頼ミ、歐羅巴之形勢ヲ見せて後兵庫の開港を可談との云々、市橋公自信義を尽し応援相成候ハ、拾二七八迄は承引可仕哉、苦心之余り余計之儀迄申上越候、

一幕使柴田日向守列上下拾人来仏、四ヶ月計滞留、使命之趣は第一仏国

政府ニ和親水魚之交を乞ひ、軍艦製造ニ要用なる諸蒸氣機關を求め、江戸石川島欽金沢辺ニ軍艦製造局を打立、或は仏国より陸軍士官を相雇ひ普ク海陸軍を盛にして幕府之權勢を興復せんとの着眼之由、其他遠太之深意有之哉ニ相聞得候得共、深長にして短書ニ難尺御直ニ申上殘候、

柴田等此御方より多人數之學生來英且私共諸所周旋、諸製作機關所等を見聞、專整財之着眼せしを伝承して類ニ不快を懷き居候由御座候得共、所置するに道なく、帰朝之上如何申開可致哉之苦心而已ニ而、薩人面会を乞ひ來候半欽と余程恐れ居候由、勿論柴田ハ至極之俗物ニ而種々愚説多く、幕府茂ケ様之人物を歐羅巴ニ遣すは 皇國ノ惡命にして歎息ニ堪へ不申候、種々奇説も御座候得共是以難尺御直ニ申上殘候、柴田等帰朝いたし候ハ、依時機何等の用ありて歐羅巴へ差出相成候哉之趣、幕より尋問仕候儀も難計、御答振等之儀は疾思召も可被為在奉存候得共、御見合之端ニもと愚存之趣別紙を以申上越候、始遠行之折は可成御名不相知様との 御趣意ハ細々承知仕居候得共、余多人數之遊學故誰れ云トモナク御有名ニ相成、新聞上杯ニは至極御名宜、就中仏國ニ而は 中將公を古有名ノナボレヲンニ恐多も奉比、日本國を開ク人は 中將公之外ナカル可トノ 御名譽ニ而難有事ニ御座候、就而は幕より尋問いたし候節左様なる儀は無之杯との御答ニ而は、則横濱ニ相洩れ直ニ歐羅巴之新聞紙上ニ出、歐羅巴之風俗をして恐多も 御名夫れ切之御事ニ而、尔來歐羅巴へ對御手相伸不申情合頭実見聞仕候間、別紙之趣意宜御取直有之、断然之高論を以御答切相成候様奉存候、尚此場合は不遠拝謁御直ニ可申上候、

御國許之儀御金繰御難洪之段は追々伝承仕り、於爰許も整財之策略

段々尽力苦心仕候処、既ニ武三ヶ条ハ成就仕り、此度は格別之御土産有之候賦御座候間、折角御待被遊可被下候、勿論差急候趣意も有之折角相仕廻申候間、來月中旬ニは發足之運び相付可申、左候ハ、來春三月中旬ニは拝謁方端御直ニ申上尺度奉存候、外ニ申上度儀は山海実以筆紙難尺、先は此段奉得尊意度如此御座候、恐惶謹言敬白、

於龍動府

五代友厚  
研藏拜

十一月八日認發ス

嬖睡尊大人

侍史

追而奉申上候、莫田氏へ書通仕度存申候得共、何分寸閑を得不申、此書面御覽濟之上御廻シ被遊被下度奉願上候、洋紙洋筆洋墨を以乱文を相記、御推覽之程奉希候、以上、

⑩ 慶応元年十一月八日付 桂久武宛新納久脩書簡

(玉里資料)

英仏蘭見學ノ必要ヲ報ス

乍不敬文略、我々列、去ル二日夜四時分仏地相立、明六前ロントン之棹ニ着、然処又々十三日比よりメンテエストンと云所江往キ、一七日計之賦ニ而參候筈ニ御座候、夫より罷歸り十四五日之滞在ニも候半、直ニ英地出立歸帆之趣有之賦ニ御座候、是迄折角差急き候へ共、存之外ニ隙取何共心外之至候、乍然是も決而不都合之向きニ而不進共之訳ニ而は曾而、(無之觀カ) 実ニ何欽と不謀御都合向有之かたニ候、何事も巨細ニ相認メ御同慶を頭度は山々候へ共、何分懸け隔り、紙上ニ尺かたく、何も歸着ニ相揃置申候、偕心内近々存慮之趣承り、且貴君江呈札之草稿も時々見せ申候、何



事も御心得之一端ニも候半と存、折角進メ置申上候、借又英国より各国江密談之趣は、決而慥承知所ニ御座候間、此儀は無御疑も御座候間、可被承度此地もケ様之儀は存知之者要路之向而已、夫も多人教は逆而も有間敷候、不遠兵庫開港も近寄候、是が期限欵と存申候、○借西洋参り、何も差而困入廉も無御座候由候、唯々通弁計ニ御座候、アジヤより英国迄は英語ニ而十分御座候へ共、ヨーロッパ諸州、何れも仏語ニ無之而は何も相分不申候、実ニ英仏とは能云たるものと今更現事ニ感心罷在候、夫故先度も相認申候通、よき通弁者御座候之所、当時之大急務と存申候、慶以來諸生遙行杯は能々御評議所欵、小子初メ年輩之向き、多人教之かた宜之尋罷在候処、ケ様ニ無哉と申候へは、誠ニ案外之事共不少、現事ニ旁見聞ニ及候へは、民衆も大き心配、必竟多人教ニ而夫々年輩之向き故と而已、此儀は実ニ意味有る事ニ而、紙上ニは尽かたく御座候、夫よりは、要路人は基より公子初メ御見置之為メ、遙航肝要ニ候半、外ニは何も望ミ無之候、唯英仏之ニケ国一見ニ而宜候、乍然是迄蘭説も相行れ來申候間、是は見置第一申候、此三ケ国ニ而何も現実相分り申候、蘭国此節は一見、実ニ承候如く水底の国ニ而、都而土手を築き廻し、海水ヲ防ぎ居、引塩成海開き候、満汐之時分、地面より遙欵ニ海水高く、夫故都而田地之如く水計、先田地はアゼ人路ニ同し、夫故多く堀を通シ川水ヲ流候、其堀決而流候事無候故、クサレ土ヲ取上ケ、日ニ乾し、是ヲ以炭ニ用候、ケ様成所も有之申候、実々驚入候、乍然貿易は誠ニ盛、是計ニ而今日之生業も出来申候半、何欵と相認度事も余り長く罷成申候、先筆ヲ止メ候ニ月中ニはと、拝顔旁可申上候、謹言、

我十一月八日

榎睡君

拜啓上

① 慶応元年十一月十二日付 野村盛秀宛五代友厚書翰

(五代資料)

九月十四日の尊札、十一月十日晩、竜動府へ相達、愈御壮栄(中略)爰元書生中にも追日昇級御同慶なり。小生にも当月三日仏国巴理斯より竜動へ引取り無異なり。勿論発足の仕廻最中なり。兩三日中より英国「シユンチュス」と申す処、及び「ブレメンクハム」と云ふ所に、往來十日計差越、買物する也。而して五、六日竜動へ滞在して、帰朝発足すべし。又仏国都府へ十日計も滞留、夫より飛脚船へ乗るなり。歐羅巴内を出るは、極月廿六日の飛脚船定日なるべし。然れば來春三月中旬比には帰著すべし。御待可被下。(中略) 歐羅巴中にも珍事なし。先度も申上候通り、幕使柴山日向守列十名仏国に來て四ヶ月許滞留せり。使命は諸機械を買ひ、江戸石川島又は金沢辺に軍艦製造所を立ると云ふ。又仏国政府と和親を深くせん云々なり。此始末深長なり、遠からず拝謁御話可申上候。幕府も愚なり、富国を不知して強兵が可出来ものか、段々愚論聞くに忍びざるなり。(中略) 我朝の新聞紙に、各国「ミニストル」撰海の兵庫に開市場の論あり、定て今時分は応援六ヶ敷成立候半。いやなれば直に兵端を開き、京坂の地十日の内には焦土に可変、又開港する時は、天下の壯士不承知なるべし。実に知者も術なし。生が持論の通、大名なり公方様なり、歐羅巴の形勢を見て後、兵庫開港を談ず可きなり。此度各国「ミニストル」撰海へ行かば、(中略) 別紙を以て彼是を推候処、何分兵庫開港は難題なり。しかし戦ふても開ひても、終に開国の外なし。諸大名大なるものは皆疲弊、国家の全力を以て開国すること能はずとは、実以て慨歎の至、今更急速の整財も六ヶ敷。(中略) 歐羅巴に於て国家の基本たるもの二あり、「インヂストレード」、「コンメンシアル」と

云ふ。「インヂストレード」は、種々の機械を開ひて、万物を随意に製作して、蓄財の基とすることなり。又「コンメンシアル」とは貿易なり。此二を以て国力を充たし、強兵に及ぼすことなり。貿易は商民の活業となつて、我朝も異なるなし。当時列藩各信用するとも、「インヂストレード」の道尤も開けず、欧羅巴へ参り種々の製作所を見るに、其弁利なる実に驚くに堪へたり。其内我朝に尤も便なる機械五六種あり。是を開くときは、必ず一ヶ年にして本金を可取返、今三、四千万「ドル」の本代あらば、是を求めて帰りたし、其利用御推察あれ。

(別紙) 極密報

英国万政全権ミニストル「パームストン」と云へるものは、今二ヶ月跡に病死、其跡役是まで外国掛「ミニストル」官「ロスル」と云へるに命ぜられたり。然るに則ち「ロシヤ」・「プロイセン」・和蘭「フランス」国へ密使を以て、談判に及びたる趣は左の通り。

日本は人民の性質強慢にして約定を不守、道理を以て論しても難解、故に兵権を以て強慢を治し随意に開港をなし、然して国家開け行く道を可教と云ふ。又英国にては、兼て亞細亞諸州へ差出置候数十艘の軍艦遊び居候に付、此内より差向候はゞ、別段出金のことにも及はず。故に国民中の物論を乞ふに及はず、「ミニストル」中の権を以て可取計、御同意に候や、云々。

右に付、「ロシヤ」・「プロイセン」の両国返詞に、日本と条約和親をなすと雖も、未だ商民等を差渡、貿易する場に不至。故に兵権を以て随意に開港すとも、国家を益する程の功なし。御内談の趣は御尤ながら、御同意難致候。

和蘭国にては、三百年來和親旧交の日本故、条約不守と雖も、不得止事の内情もあれば、兵艦を以て襲ふに不忍との趣なり。

仏国にては、「ロシヤ」・「プロイセン」同意にて、黙止し難き時機にも相成、御出艦相成るに於ては、何時も応戦可致との趣なり。右通各国より返答致したる由にて、其後何様の評議に相成候や、更に相分り不申候。故「パームストン」と云へるは、当時欧羅巴にて人物なりし由。横浜へ相勤め候ミニストル「アルコック」と中もの帰国の節、日本の形勢を述べて、兵権を示さずば日本は開け難きとの趣を以て、「パームストン」に論じ候処信用せず。夫故「アルコック」は支那北京へ遣し候由。

「パームストン」其跡に出候「ロスル」は、活発なる性質にて、是迄外国掛領事官相勤候内、横浜等に掛引き致し、日本の内情は追々熟知の上、「アルコック」を信用致居候人物にて、「パームストン」死するや否や、直に其跡に出候。直に各国へ談判を始め候由。勿論箇様の密事は、其職掌の外には、決して不相洩事の由候処、幸にして承得申候に付、一昨日の飛脚便より、御国元要路へは掛合相成候。兄にも一緒に御洩し可申上の処、繁用不得其儀、遺憾の至なり。故に汾君(汾陽次郎右衛門当 時長崎御附人なり)へ御洩

しの後は、可談人物の外は見すべからず。小生思ふに、当時各国領事館摂海に行き、本国にては右の意ある時は、爾來忽然と兵権を以て襲ふの理なしと雖も、時変物議を来し、襲來無疑ものなり。此国患のみ苦心して策なし、恐多くも、我朝の形勢彼等の見る通にして、現実御国許と長藩の確証あり、不得止事偶然として天運にまかせ候外なかるべし。其内御公家様・諸大名欧羅巴に行きて、国家を開成するの兆を見せるより、趨進する策なし。併、人望の奇策こそあらまほしく存申候。爰元書生中にも追々蒙昧相開け愚論無し、何れ富国強兵ならでは国家難保と云ひ、

各富国整財の議論多し。頗る攘夷家・征夷家と云ふ巨魁なる吉田(治成を云)

如きも、御国許発足の折は、速に海軍講学して、軍艦大砲を求めて征夷するの議論なりしが、英著の上は、暫くの内に議論一変して富国論となり、富国は諸器械の道不相聞しては不相成と、機械学をするとの相談開きたり。可然と答置きたり。其他奇説多し、御直に可申上候。兼て愚論を咄候通り、歐羅巴の形勢は未だ書生を出す急務と思はず、先づ夫々要路の人々航海して地球上の広を知り、夫に応ずる国政を言上して、下を開くの次第順序を不踏ば益なし。生等も此度は帰国の上は、充分の建言も致度。今日(中略)寸暇を得て思出し乱文を認む。宜しく御推覧を希ふ。勿論俱に談ずべからざる人物には見すべからず。緊要の件は書ても難尽、反て疑惑を生ずべければ、遅くも来春三月頃には出崎、債話相尽し申度楽居申候。此書状相達候時分は、早や印度の炎中ならん。下略

於竜動府丑十一月十一日相認

野村兄(盛秀)

関(五代友厚) 研藏

二白。欧羅巴内発足は、極月廿六日なるべし。然らば四十七、八日にして香港へ可著、香港に五、六日は滞留致し広東を見るべし。広東は香港より毎日火輪船往來して半日もかゝるなり。香港より福州・上海へは、兩日にて差越候儀も可有之か。生等も整財の策相付候内、一ヶ条に付至極差急ぎ候に付、精々差急ぐ筈御座候。

⑮ 慶応元年十二月三日付 横山安武宛森有礼書簡

(森全集)

謹て惟るに即今日本の情形恐多くも天歩殆んど艱難にして皇地已に外夷の咽を過んと欲す、就ては臣子の情御互に愁嘆の至如何して寸志を報せん、恐多くも伏して萬慮仕候にいつれ此上は社稷を重んじ君を軽くするの機豫め着眼仕處に候はんか、伏して願くは阿兄熟慮之小弟恐多くも弟道を失し猥りに暴言を爲すの大罪球上に置き難しと自分省吾仕候得とも、争て斯る小事を省みて國家已に夷咽を過るの大事と較するを得ん、仍て勘考仕候に諸共に生死を論せず一度滄浪の獨波を鎮靜して國家の綱維を伸張し皇威四洋萬國に及すの大義、人臣時に當て力を盡すの當然此事に候半か、(中略)いつれ其力を求めすんは萬事施し難く其力如何して之を得ん、實に世界を周遊し其國體は勿論人情風俗を觀察仕候儀第一と奉存候、外に二三藝の學を學び傳習し及び嚴父母の志をも傳受し、次には兩亡兄の御遺趣を貫き終に青史の上にも名を汚さん事を偏に注意仕候、(中略)父上様は無御易御春屋に御務有之候哉、就て得と思案仕候處御齡も已に耳順を被爲過、且近年多くの御氣遣も不被爲厭候ては御身體に於て甚以て如何敷奉存候得共、私共にも愚存仕候に父上様御儀を以て只今の御勤務中よりは田舎勤にても御轉勤有之、一郷の教授にても被爲勤多少の書生でも御引立有之候は、却て御國家の御奉公充分たるへしと獨按仕候(下略)

⑯ 慶応元年十二月六日付大久保利通・蓑田伝兵衛宛新納久脩書簡

(玉里資料)

小銃發送ノ件等

英二て我十二月六日認ル

乍毎文略仕候、京都之都合委敷御認、出帆以來初而承り弥々驚人候仕

合、此末如何可相成哉、弥富国強兵之外術無之、御互ニ相勤、是而已明  
暮存罷在申候、乍然、今辺其程分能き御土産上申候之哉と存申候間、折  
角帰帆相越被成処、細書以御無札山々ニ存候へ共、立前二而万事取込罷  
在申候故、何も帰帆相残置申候、御注文之小銃は、誠ニ延引相成、恐入  
罷在候へ共、何分異人相手、存之似二達下兼候事も多く、乍然、来ル廿  
七日ニ弥々積出し候都合ニ相成候、○御国許ニも近々御取開之御模様相  
伺、殊ニ万里を隔大慶無此上候段、此事ニ御座候、○将亦御頼之小銃ニ  
丁も右之株と一緒積出之賦御座候、誠ニ省略之、貴君平ニ御宥免願上候、  
已上、

我十二月六日

一併納入師一  
石垣鏡之助

大久保一藏様

蓑田伝兵衛様

追而、我ニも来ル廿七日、仏ノマルセルスより出帆之筈ニ而、  
今一七日計之内より英地出立、ハリス江滞在、夫よりマルセル  
スニ出候賦、夫故三月中旬頃ニも着可相成哉候、福州辺ニも立寄  
之賦候間、少々遅なり可申哉、

⑳ 慶応元年十二月七日付 蓑田伝兵衛宛五代友厚書簡

(玉里資料)

幕府ノ陸海軍備其他

八月初旬之御尊翰、何方へ相滞候哉、当月二日龍動府へ相達難有披見任  
候処、御両殿様益 御機嫌能、府下平靜、尊公様ニも御壮栄御連勤之  
由奉恐賀候、随而爰許一統相揃無異、(此中)初生中ニは追日昇学、私共ニは是  
迄着眼いたし候件々も大概成就仕候付、当月廿七日出帆之英飛脚船より

帰朝之決定任り、当分仕廻繁務罷在申候、尤当月廿七日出船いたし候て、  
四拾余日にして香港へ相達、五六日茂滞在、依時宜上海・福州へ行候欝、  
直ニ帰郷可致欝、香港着之上、船之都合次第相究候筈御座候、左候へは、  
来三月十日前後ニは、拝顔を奉得候旨、折角相楽居申候、△欧羅巴も相  
異候儀無御座、柴田日向守当月二日仏船より帰朝いたし候由、軍艦製造  
之諸機関購入いたし、惣代銀百八拾万ドルを五ヶ年ニ割渡候談判相整候  
山ニ而則年々三拾六万トルツ、相払候へは、五ヶ年ニ至り、軍艦製造い  
たし候様成就いたし候由、仏国より諸機関は職人等まで凡三拾人計相雇、  
追々来朝之筈也、其外陸軍士官数名相雇候旨と云々、幕府も此度は憤発  
して、海陸軍を盛ニして遠大之逆意を相懷候事ニ相聞得候間、列藩も此  
逆意を注目せずはあらず、勿論此始末ハ深長にして筆紙ニ難尽、最早此  
書状之相達候時分は、拜誦を得候迄になるへし、△我朝は各国領事官と  
も突然と摂海へ相迫り兵庫開港之事件を申立候処、始は 京師之御義論  
難被相開勢之処、段々紛論之上、終ニ開港決定ニ而、既ニ当年より開港  
相成候哉之趣、支那国ノテイカラフ新聞紙ニ追々相見得、始末如何と掛  
而苦念罷在中候、△御国許も専整財之御手段相開候而崎陽其外盛大ニ御  
手相伴候御模様伝承いたし、爰許一統大愉快也、私共ニも遠航以来、専  
苦心仕候儀は、只整財之策略他なし、此度は随分御土産有之中候間、何  
卒御待可被下候、勿論遠行以来、乍不及蒙眼之相及候丈、段々見居も相  
付申候間、帰朝之上は充分無腹臆愚論建言仕候心底御座候間、依時機は  
私之醜首獄門ニ掛候儀も可有之決心ニ御座候、其他難尽、不遠拜謁之期  
ニ申上残候、先は御受旁草々如斯御座候、恐々敬白、

於龍動府

(五代友厚)  
関 研蔵

丑十二月七日

衰田伝兵衛様

尊報

追而、此度は桂公<sup>又式</sup>へ別段書状差上不申候間、宜御披露奉願候、乍末  
毫衆掛も相異之義無之山御越被下奉厚謝上候、

② 慶応元年十二月七日付 中原猶介宛寺島宗則書簡

(寺島資料)

折角御白玉所偏禱候、

其後御疎濶打過、御海容愈御安康奉拝賀候、生無恙消陰仕居候、乍憚御  
省念可被下候、偕十日前御地八月中旬ノ書牘相達、御地全国之形勢巨細  
相分、征長モ不行由、併結尾之模様如何ニ御座候哉、其後之新紙ニ、三  
国之艦攝海江相赴キ、洋一月一日ヨリ武庫大坂開港之相成タルヨシモ、  
速ニ相聞江申候、其時京攝辺之騒動ハ、如何ニ大ナル事ヤラント想像仕  
事ニ御座候、十年前癸丑ノ歳、ペルリ之来ラサル以前、毎度右来襲之風  
説有之候処、海外ノ情ニ暗キ人々ハ、中々ニ其来ルヲ不信、其后蘭  
船ヨリ墨ノ書翰ヲ送候得共、マダ夫デサヘ不信、安閑トシテ内、浦賀沖  
へ墨船<sup>黒丸</sup>見ヘタリトテ、大ニ慌テ騒ギタリ、其後モ外説ヲ信セザル故、毎  
度失策勝ちナリシニ、此度モ攝海江来ルコト、恐クハ故人ノ不信処ニテ、  
不意ニ出タルナラン、サテ信シタリトモ、無用ノ用意ハ却テ困用ヲ費ス  
ノミ、況ンヤ鼻先ニ来テヨリノ備ハ、本ヨリ無益ノ事ナルコト知ルベシ、  
倍此度ハ無益ノ拒論ヲ捨テ、速ニ御許容アル事実ニ可賀、唯惜ムラク  
ハ来ラサル前ニ我ヨリ先ンシテ許容セバ、主客ノ違ヒ彼ノ卑蔑ヲ免ルヘ  
シ、往事ハサテ措キ、此後ハ外国ニテ何等ノ睥睨、何等ノ風説、何等ノ  
新事等起候哉、茲ニ国家盛衰ニ日ノ属ケルヘシ、俗間ニ云、近来ノ

兎輩ハ、吾兎ノ時ヨリモ伶俐ナリトイハヌモノハ希ナリ、是ヲモヲモハ  
ス、井底中ニ在テ見ル処ノ天ハ我天ナリ、此天ノ一分晴ル中ハ、一天晴  
トヲモフ事、即日ノ付サルナリ、曾テ誰ヤランノ説ニ、印度ノ覆轍ニ陥  
ラン様ニアリタシトイヒタルハ、近頃ノ事ナリ、生今日閑ヲ得テ、幸ニ  
貴兎ニ印度ノ逸史ヲ略説セン事ヲ願フ、抑英人印度ニ商会ヲ初メタルハ  
二百六十年前ナリ、其頃ハ英ノ商賣彼地ニ住ミ、貿易ヲナス中、印度ハ  
我邦ノ如ク諸侯多ク、互ニ怨望起リ、其先キ佛ノ商会モ亦至リ、或諸侯  
ハ英ニ助ヲ乞ヒ、或ハ佛ニ依リ、遂ニ英・佛ノ争ヒ起リ、是ヨリシテ其  
土英佛ノ手ニ落タリ、其間凡ソ百年、英ト始終戦止ム事ナク、始ハヒド  
ル帝ト云ガ強力カリシガ、此モ敗レテ地ヲ奪ハレ、次デラヂヤ、又チツ  
ポセーブ、又バツセイン、又アメタバブ等皆敗レテハ、条約ヲナシテ地  
ヲ裂キ与ヘタリ、千八百五十九年迄ハ、印度ノ兵ハ皆商会ヨリ雜費ヲ出  
シタレトモ、其政府ヨリ雜費ヲ出シ、終ニ印度英ノ政府ニ属ス、其弊一  
ハ學術ヲ知ラザルナリ、二ハ諸侯互ニ和セサルナリ、三ハ英・佛・瑞  
典・和蘭ニ互ニ助ヲ乞フテ、分裂シタルナリ、四ハ戦ハサル前ニ和セズ、  
敗後ニ必ス和シ、其愚ヲ輕蔑セラレ、常ニ其愚ヲ卑ミ、下ヲ惡ミ、再三  
沸起シテ終ニ屈倒シ、屈伏セルナリ、其五・其六等ハ贅説ニ違アラス、  
然ニ前ニ印度ノ覆轍ニ倣ハヌ様ニトハ、恐クハ浮薄ノ考ヨリ起リ、印度  
ニ商会ノ創リタル時分、何故ニ早ク攘去セサリシヤイフ事ナラント察  
セラル、是海外ノ事歴ヲ精知セヌ誤ナリ、我或ル論者曰ク、瓦トナツテ  
全ラヌヨリ玉トナツテ碎ケヨトナリ、二百六十年以来ノ印度人ノ論、皆  
是説ナリキ、碎ケタルハヨシ、余類今コソ瓦トナリテ存シタルニ帰ス、  
方今印度ノ風可憐、裸体ニ一片布ヲ纏ヒ、炎日無帽脱履、然レトモ其人  
天性有才早ク悟リテ、学智ヲ育フタランニハ、今ノ屈下ニ至ラサルヘシ、

生近頃新聞ノ中廣東ノ部アリ、之ヲ見ルニ、一日「英人市中ヲ歩シ、」  
酒店ニ入ル、先ニ清人三人アリ、父母及其兒也、其父兒ニ対シテ云フ、  
「フアンクワイ蕃鬼來ルト、英人ハ清音ヲ解スルモノナリ、英人乃怒リ、清人ニ向テ云  
フ、蕃鬼トハ吾ヲ唱フルニ非ズヤト、清人辭云、君ヲ稱スルニ非ス、今  
兒泣ク故ニ之ヲ驚シテ、泣ヲ止ント云ヒタルナリト、乃英人兒面ヲ見ル  
ニ泣色ナシ、英人ヒソカニ怒リテ思ヘラク、上人英人我ヲ稱シテ外夷蕃  
鬼ト為ス事久シ、兒ヲシテ此語ヲ聞キ習ハセハ、成長ノ后モ是ソ思フノ  
侮蔑絶フヘカラストテ、之ヲコンシユルニ訴ヘ、清吏ト前ノ酒店ニ來ル  
客名ヲ探シ、之ヲ官衙ニ召シテ嚴シク罰セリトナリ、清英ノ條約中ニ、  
以平夷字ヲ唱フベカラストイフ約束ハアレトモ、是ノ如キ些少ノ事サヘ  
モ英人ニ怒ラル、ハ、必竟林則徐カ大失策ノ為ニ、廣東將ニ焼レントス  
ル時、六百万ドルノ贖金ヲ出セシハ、今ヨリ二十四年前ノ事ニシテ、其  
翌年香港ヲ与ヘ、五港ヲ開ク事ヲ、南京條約ニテ定メタルニ、直ニ土人  
外国人ノ館ヲ燒キ、再ヒ戰起リ、九年前ニ終ニ廣東ヲ燒カレ、鎮台吏廿  
余ヲ擒ニシ、翌年天津ニテ和睦ノ條約ヲ為シ、更ニ北河ニテ偽テ船ヲ擊  
チ、其翌年北京大敗績、又八百万トルヲ出シ、此等ノ愚勝ハ數フベカラ  
ス、豈タマタマ一人夷字ヲ唱フルトモ、アゲテ數フヘカサル拙陋アラ  
サレハ、前ノ様ニ怒リヲ受クル故アランヤ、千八百六十年北京落城ノ後、  
此ヨリ北河ノ末ニ多沽城アリ、英兵五年ノ間城砦ニ入り、皆英ノ預リト  
ナリシニ、二千ノ兵卒去歲即六十五年ノ冬、悉ク引き退キ、砦ハ清政府  
ニ返シタリ、多クノ卒等五ヶ年モ居リタル事ナレハ、土人モ親ミ深クナ  
リテ、離別ノ時ハ互ニ袖ヲ濡サヌハ少ナカリキトソ、新紙述者ノ按ニ、  
五年前ニハ此多沽城ニ支那ノ兵、屯營シテ英艦ト戰ヒ、其時サヘ敗レン  
トハ思ヒノ外、五ヶ年モ人ニ乘リ取ラレタルニ、今別レヲ悲シムトハ何

事ソ、本国ヲ慷慨スルノ徒之ヲ聞カバ、更ニ一層ノ悲嘆ヲ益スヘシト云、  
又他紙ニ云、北京中ニ二袴アリ、外人ヲ好ムト惡ムトナリ、其不好袴ハ  
兵器ヲ多ク作り集ム、近日既ニアールコツク到着セリ、必ス其事ヲ詳悉  
スヘシトテ之ヲ見ルニ、多年ノ頑愚未タ改悔セス、支那・印度ノミナラ  
ス安南モ同様ナリ、並細亞ハ歐羅巴ヨリ余程早く開關セル国ナルニ、今  
ハ之ニ反スル事實可惜、

儲緒論ハサテオキ、御地攝水中ニイヨク湊泊スル事別条ナキ新紙ノ趣  
ナリ、此モ不得止擇テ開カレタル事ニ無相違、然ラハ矢張グツツ、イヤ  
ナカラ貿易スルノ有様ナルベシ、浮説ニモセヨ俄羅ハ貿易ヲ意トセス、  
全国ヲ呑シカ為ニ、既ニ三四十万ノ兵ヲ備ヘケリト云、故ヲ以テ右ハ  
ミニストルヲ遣ハサス、是平時不用ナルノミナラス、将来突然發動ノ節  
ノ妨トナルヲ以テナリ、先年對州暴奪ノ時ハ英ノ助アルニ由ル、弱ハ強  
ノ肉トハイヘトモ歐中ニモギリキ・ホルト・デネマル・オランノ諸国  
ハ弱ニシテ、他ノ敵タルベカラストイヘトモ、互ニ相助ケテ恙ナク獨立  
セリ、トルコノ魯ニ囓セラレタルハ、此故ナリ、由是觀之イヨク将来  
ノ形勢ヲ洞視シ、我國ヲ永ク万国ト併立セシメンニハ、国家最上ノ主君  
大炬眼ヲ開キ、古頑ヲ捨テ、一新生兒ノ如クナルヘシ、是則海外三四ノ  
大国ニ遣使ヲ置ク也、此説ハ生カ一生ノ燕石策、其詳ハ寸紙ニ難及トイ  
ヘトモ、御覽量アルヘシ、タトヘ京ノ縉紳ハ盲ナリトモ、諸侯ハ割拠已  
ヲ防クトモ、ツマリ世間同様、教化ニキワタ、ネバカナワス誤アリ、分  
裂シテハ力足ラヌ事、我國ヲ一塊物ノ如クカタマリ和シテ一主ノ指揮ニ  
從フモノト見テサヘ、未タ他ト和好ナケレハ獨立難シ、印度ノ弱ハ分裂  
ヨリ來ル、洋諺ニ一薪ハ折易ク、束薪ハ折難ト云ヘリ、洋書ニ曰、一國  
人頑陋無知ニシテ解キ難キ時ハ、威ヲ以テ押スベカラス、急ヲ望ムヘカ

ラス、一壯年<sup>廿二歳</sup>精神敏活・道理貫通セル者ヲ選ミ、隣国ニ遊説セシム、但隣ニテモ同壯年ニシテオアル者ニ其説ヲ移シ、再其隣人ヨリ次ノ隣国ニ伝フルコト前ノ如クスヘシ、其者国中ニ在テ同ク壯年ノ者ニ説キ伝フヘシ、此術ヲ洋語ニテパラガンタ<sup>(Paraganta)</sup>云、五年前イタリヤニ有名ノ將ガリバルチナル者、此パラガンタノ術ヲ以テ国人ヲ説キ、王ノ兵ヲ借ラスシテ義勇ノ兵ヲ起シ、ローマ・リアヲ撃チ、終ニサルヂニ一小国王ヲシテイタリア全国王トナシ、功成テ郷里ニ帰り余生ヲ養ヘリ、今年六十許、先日ロントニ参リタルヨシ、欧ニテハ三歳ノ児モ此名ヲ知ランモノハナシ、偕我国ニテ此術ヲ行フタルモノハ、浪人ナリ、邪説ヲ以テサヘ鳥合セリ、況乎堂々ノ説国家恢復ノ助トナル事ヲヤ、乍恐先年老公度々御尽力ト聞ヘ奉リ、力ニ任カセテ急成セントノ御本意ナリシニ、經費ニ応スル程ノ功力アラバ、其後紳家開眼アル等ナレドモ、否サルヨミレハ、所謂パラガンタノ所戒ニ帰シ可申候、蔭ナガラ愚推シ奉ルニ、當時急成セサル勞ヲ惡ミ、晚成ノ効ノ勝レタルヲ思ヒ玉ワヌニヤ、今ハ其説變リ一國サヘ盛ニセハ、是ヨリ他ニ伝ヘン、他ハ其俶アリ知ル所ニ非スト聞ヘタレドモ、是事全ク生カ愚意ニ解シ難シ、日本一國合シテサヘ大ナラス、況乎是ヲ百分セル一ヲ有シ、獨立シテ歐風ノ開化ニ擬セン事、実ニ難キノミナラス不能ナリ、始ハ血氣ノ勇ニ乘シ、一時ニ濡手握業ノ策成ニ似タレトモ、固ヨリ不能、且永続ノ望無覺束、抑西洋ノ盛ナル以所ハ、人ノ知ル通コムパニナリ、或十人、或五十、或百人相合シテ、元額ヲ出シ大業ヲ起シ、永年ノ間其利ヲ平分ス、汽船・汽車・電信・氣灯・製鉄・造炮其他無數ノ工商ノ公会アリ、此公会ヲ結ハサル間ハ、決シテ我国ヲ東方ニ堀起セシムル事不能、即パラガンダノ説ヲ以テ諸侯及紳家ニ伝ヘテ、同時ニ最上ノ君主ヲ理解シ奉リ、其命攝中ノ大商ニ令シ、

大商諸侯相合シテ所謂コムパニトナリ、全国中一致セハ此時コソ大雪恥ノ時ヲ得タリト謂フベシ、然レトモ此間長フシテ急成スベカラス、全国一致スルサヘ、外国ノ睥睨ヲ防キ難キノ恐れアリ、故ニ早ク三四國ノ大国ニ遣使ヲ置ク事肝要也、賢兄若シ要路ノ人ニ逢フ事アル毎ニ此説ヲ解キ玉フベキヲ希フ、然レトモ或ル人ハトテモ力ニ及ハス故ニ、一國ノミヲ助ケテ之ヲ他國ニ表シテ、全国ヲ拯フベシト答フル時ハ、生カ愚案ニ合セザル也、思フニ此ノ如ク答フル人ハ、京師ニテ急功ノ成ラザルヲ悟リ、稍憤懣ノ意ヲ抱キ、退イテ守拙スルノ心ナリ、実ニ尤ナレトモ、先入ヲ急ニ退ケ去ルハ誰シモ難キモノナリ、賢兄生ト御同意ハ無相違事ト被存候ニ付、頗ニ其説ヲ主張シ玉ハ、幸甚不少、若心ヲ不用シテ、自然我ヲ見習ヘトイフヨリハ、二ツナガラ施サハ、全タシトイフベシ、万一力及ハスシテ分裂割拠セハ、即印度ナリ、君主悟ラサレハ同知帝王幼無論ノ如シ、実備整不意ノ間ニ拯フヘカラサルニ至ランコト必セリ、生今海外ニ在リ、胸中ノ説ニ假令ヘハ、近ク其処ニ在テハ全形ヲ見ザレドモ、遠ク離テ見ル時ハ全形ヲ一見スルカ如ク、全国ヲ一國ニ望ミテ建策セントス、古人云当局者迷傍觀者知ノ謂ニ近シ、然レトモ当局セハ、必ス迷フナランコト無疑、併シ傍觀ノ者ノ知ルカ如ク、局ニ當テ迷ザレハ、必ス勝利アルコト亦疑ナシ、方今生カ傍觀ノ説ヲ以テ、当局者ニ靜養默思シテ、遠策ヲ失フベカラザル由ヲ弁シ可被下候、是而已海外ヨリノ一嬉心ヲ献スル所ナリ、早晚其説実功アツテ、天子海外ノ遣使ヲ見、

勅書ヲ外国ノ主ニ贈リ、我遣使ヲ海外ニ出シ置キ、將軍・諸侯・国人相合シ合興業セバ、則大日本ハ重細亞大英國トナルベシ、此時コソ此塵芥之軀トイヘトモ、歐羅巴ニ舟渡リ来ランニハ、大日本ノ幸民ト誇ルヘケ

レドモ、今ハ不知国ノ鼠ノ如ク思ハル、コソ口惜ケレ、

或曰、此事ハ論高ク望過キ、情失シ実無シ故、決シテ行ハレン空言ナリト、答曰常人ノ信用シ難キ所、將來多少ノ年ノ後此ニ利セサレハ、必彼ニ失、其時常人ハ始テ驚クヘシ、行ハレ難ト思フ所ニハ、益々力ヲ尽サスンハ、恐クハ彼ニ失セン、

○江戸ヨリ先日柴田日向守以下十一人佛・英ニ来リ、武器製造局器ヲ買フテ金澤辺江武局ヲ建テ、砲ヲ益シ諸侯ノ不屈ヲ圧ヘトナシ、(シ脱カ)婦スル処ハ支那ノムカシ、始皇カ為セルニ類セントス、何トナレハ国人ヲ海外ニ出シテ、智ヲ益サン事ヲ悪ム、古来耶蘇ノ恐アル時ハ尤ナリ、今ハ民ヲ愚ニセントスルニ似タリ、儒書ヲ燒キ兵器ヲ燦スルノ望アルニ相違ナシ、可笑ノ至也、去十二月四日佛国ヲ相發候間、此書相發候以前ニ帰江致シ候半、是モ必竟佛ノミニストルヨリ欺カレテ、前策ヲ設ケタル也、洋人或利ヲ以テ欺候間、能々御用心、

○御国ノ一人来航ノ由、何等ノ人カ思案不付、右ハ上海ヨリ報シ来ル、長人一人亦来ル由、此地長人四アリ、其内一人先日帰ル、又其一人ハ大病恐クハ不免、

○此地風雨甚強、英国ノ海辺破船スルコト三百余艘、其中汽船一艘憐ニ没水セルモノアリ、二三日間風強、汽機室ノ上ノ蓋ヲ浪ニ打破ラレ、水類ニ溢込ミ、汲出スニ暇アラス、十九日ハ小艇ニテ免シ、其余二百廿二人波間ニ一哭声ヲ叫フト等シク、船ト共ニ海岸ニ沈降セリ、此新紙ヲ見テ交感不少、此船ハ名ヲロンドント称シ、固ヨリ新製堅牢ノ船ナリシニ、此ク大風浪ニ逢ヘハ、助ケカタキモノト見ヘタリ、尚近日拜話ノ節ナラテハ、不可曲尽、例ノ乱筆御推讀余期拜面而已、拜具、

丑十二月七日

(寺島宗則)  
出水泉藏

中原介賢兄

閣下

(別紙)

副啓、生渡海中ヨリ英着今ニ到ル迄、差タル用向モ無之、実ハ慰ノ遊歴モ同様ノ事、且何モ格別勤功ニナル事モナシ、乍然新聞紙或ハ歴史等ヲ読、世ノ事情ヲ探得タル事亦不少、イツレ帰国ノ後、此書ヲ以テ日本人ニ海外ヲ知ラシムルヲ生方国家ニ尽スノ本任ト存候、尚帰国ノ時ハ、其向ヘ応シ候様、御周旋今ヨリ奉希置候、石垣君・關・高木ハ先ツ来正月初ニ發候賦リ、尤生ハ其帰列ニモ加ヘラレス、留英ハ本ヨリ無用ノ事ニ付、三四月后ニ一英人ト共ニ開帆ノ賦ニ御座候、国家興隆ノ尽力ニ就而モ、各目的相違イタシ、議論合ヒ不申、是程ノ結末ハ後ニ知レ可申候得ハ、当座貪功カマシキ目前ノ急策ハ、俗人ノ皆好ム処、生ハ反是申候、都而近日拜面可申述候、賢兄近日ハ何地ヘ御在勤ヤラ、折角自遠地御勤務ノ儀奉祈候、別紙相啓様御計奉願上候、再拜具、

十二月八日

(寺島宗則)  
泉拜

中原君

②② 慶応二年三月十六日付 横山安武宛森有礼書簡

(森全集)

(前略) 近頃は日本より新聞紙相見へす、(中略) 頼と相分り不申夙夜唯平安の開港のみ祈り申候、狐客の寸情御照察可被下候(下略)



(森全集)

(前略) 乍恐追々觀察傳聞仕候次第御心得の一助に相成可申左の通奉申上候

彼の魯國の今要する所一の香港を得るに有之、若今日本彼と親交を結び候は、不日にして彼必申すへし、英佛其外米國等今類に日本を呑まんと欲す、故に我は日本に力を合せて之を防ぐへしと之を餌にして彼申すへし、願くは假に一港の要地に壩を備へん、又要港には艦を備へん、如此なれば彼其所に衛を置へし、然れば我邦已に彼の腹中にあるは多言を費やさず、彼は港を要む未だ持たざるの故なれとも全く無きにはあらず、ペートルビルあり世に善港といふ、唯仲夏船の通路ありて餘の季には滿海水を結んで海路絶て無し、故にありてなきに同し、外にも又黒海の善港あり、併し先年セバステポール大戰の後歐羅巴諸國會盟して其處に壩艦を備ふ可らすとの法を設けたり、故に是亦ありて無きに均し、即今又偶々印度を襲はんと欲して能はず、英の守嚴なればなり、トルコを奪ひコンスタンチノーブル(トルコの都)を取らんと欲しても西洋各國之を抑ふ、今又支那の地方を掠領すること切なりと雖是亦海邊を遙かに隔てさまで利益なし、終に漸く我に迫り已に蝦夷の地過半を奪ふ、然れども偏地にして利益多からず故に轉じて對馬を握らんと欲して英佛之を防ぎて遂に握る能はず、斯の如くにして彼未だ一の港を得ず、故に今竊ニ猫智を抱き鷲爪を藏して外容類に神妙を飾り内には狼心を養ひ只寸間を狙ふ、故に先年我國人一變魯國人を殺せし時もさまで問ひもせず却て我國人を患遇する事實に著し、又彼我國人に魯行を勸むること甚切なり、已に去年幕府に迫り幕生七人をして遂に行かしむ、過情斯の如し、彼の狼

心あること更に云ふに足らん世人多く魯國を指て強國とす、強は乃ち強なり併し眞の強に非ず、英佛米と更に較し難し、彼れ元來大地を有ち殆んと世界の三分の其一を保つ、而して其寒最強く不慣の外國人彼の地に入て鼻口を損すること甚敷度なり、彼自ら強大を誇り外國を輕んずること餘りあるも實に寒國にして不強國たる往事を以て明らかなり、ナポレオン帝の魯を攻るや魯兵四十萬餘佛兵纔に六萬餘屢々戰ふて勝を得る能はず、追々奔鼠の頃遂に最大なる都モスコウに攻入れられ、なくなくも其最大の都府を悉く燒捨て皆山林に逃避す、此時不幸にして佛兵糧道に乏しく、加ふるに寒氣嚴酷を以てし佛兵忽ち四萬餘人悉く凍餓に死す、故に佛兵の生残り漸く馳歸るを得たり

一 セバステポールの戰や初め彼れ土耳其を奪ひ地中海へ押出し西洋諸國を苦めんと欲す、故に英佛師を起して土耳其を救助せん爲或は其苦を逃れしめんか爲大にセバステポールに於て戰ふ、魯國遂に敗走し詮方なくも和親を英佛に乞ふ、而して佛帝主として之に應ず、其時英佛及外西洋各國會して法を定めて魯國再び黒海に艦壩を置くへからすと、魯國不強のこと云はすして明らかなり

一 我國人多く魯國を指して義國といふ、是何ぞ汚なるの甚しき、乃ち土耳其奪掠の企て先年ポーランド國を振りし事跡、又スウイスゼランド國の過半を奪略せし事跡、近くは對馬の件不義不法の働き數へ難し、其上魯の國政皆國論にあらず一切帝より出つ、故に不公平の政多し、帝明なれば治國、暗なれば國亂、皆其國人帝を以て神とす、何ぞ愚且不義の甚しきや

一 右は魯國の情實の大略追々觀察仕候儀なり、猶亦細事得る所あらは後書に可申上候

米國は今開國を去ること漸く二百年國家の政大小となく悉く萬民と謀り公平正大の政事をなす、只今世界に於て突然たる事世人皆知る所なし、尤西洋人皆云ふに後世起る所米なりと、殊に英人は米人を諱候得共是亦同説なり、御照察可被下候、私竊かに勘考仕候に俱に親交を結び有無を通する所此國なりと着眼仕候、此國當時外國に念を掛け候儀曾て之なし、故に彼の國四年間の永戦此頃漸く治まり國中未た一統せず、其上後背には總て英の領分有之脇にはメキシコありて腹心の病未た全く癒えず、先づ是等を一統して然る後四方に手を振ふへし、未た外念なき事御照察可被下候、(中略) 足下御渡航の御都合は如何様とも乍恐私相働らき可申候、尤當地へ最初御出になりて彼の地へ御渡り被爲成候ても御都合なるへく、且は便利なるへし、御心得の爲申上候、實は私も今一ケ年も歴は渡米の積に御座候

②④ 慶応二年六月三日付 横山安武宛森有礼書簡

(森全集)

(前略) 近日支那より飛信の新聞紙に日本人横濱に於て西洋流砲術訓練盛に始り、格別整齊にて西洋人皆目を驚かして反て諱む位の由、遙かに嬉しき事に奉存候、支那人は是まで英佛人より頗に被辱候得共今不振立、已に西洋人は支那人といへは奴僕同様に考へ申候、支那は我日本と較するに足らざるは勿論の儀に候得共、實は未だ開成の道明らかならず或は賤しまれ候儀も有之候得共、右様追々世界に嘉評に相成實に頼母しき事に候、亞細亞洲は何國も當時傾運なるに獨り我國は一の小島にありて巍乎たる寶國お互に難有事に被存候(下略)

②⑤ 慶応二年六月二十六日付 新納久脩宛島山義成書簡

(玉里資料)

奥太利、伊太利戦争新聞記事報告

昨廿五日之新聞ニ<sup>於テ</sup> at Peschiera and Verona 両所、共ニ<sup>ガ</sup>ゲエルマニ<sup>ニ</sup>おひて尤要害之場所にて当分ハオーステリヤ之領分ニ<sup>ガ</sup>Carpatz<sup>チ</sup>イタリ國之ゼネラル其場所ヲ乗取らむと、此間より始終四方ニ奔走、爰ニ視れ彼所ニ忍ふ折柄<sup>イタリ</sup>Italy之若兵共余り急速ニ迫り、遂ニ放発ニ及候処、オーステリヤ兵も去ル強大之兵なれハ、無難イタリ<sup>イ</sup>兵を彼所より追出し、其々イタリ<sup>王子</sup>Prince<sup>ナリ</sup>浅疵を蒙り、兵卒七八人戦死之由、馬五六疋砲丸ニ当り、オーステリも相応戦御座候由ナリ、是れ昔日之新聞也、然る処今朝之新聞ニ、イタリ<sup>ガ</sup>人二千ホーステリヤ之為めニ虜と相成候由、当分ニ而はホーステリヤ甚武威を振ひし、<sup>ガ</sup>Carpatz<sup>チ</sup>ハ<sup>ハ</sup>いまた忝度も合戦を不始之由、且<sup>プロ</sup>Prussia<sup>ス</sup>も<sup>モ</sup>募々數軍不致候カ、後日之軍樂ミありとイタリ<sup>リ</sup>ノ<sup>ノ</sup>鼻負之ものハ頻り二次之新聞を待居候、尤当國よりも彼ニ一味之為め差越候ものも有之候、全体此軍之根本は、此以前イタリ<sup>リ</sup>所持之の<sup>ウ</sup>Valenzia<sup>イ</sup>國を得ん事をオーステリヤニ度々応接ニ及候得共、終ニ免する之色なく、爰ニ到り、併いまた勝敗ハ不相分候、当分オーステリヤノ兵八十万プロススイヤノ兵六十万イタリ<sup>リ</sup>ノ兵五万、大凡ソ如此、細事申上度候へとも、最早帰國之面々も仏地まで先日出掛ケ相成、只今新聞到来ニまかせ、格段なる部分のミ差上申候ま、翻譯之上は、御覽ニモ可被下候用御備候、書余は期後音候、恐惶敬白、

英

六六・六月廿六日

ユニハスチー学校より

杉浦弘蔵

新納刑部様

②⑥ 慶応二年七月十五日付 小松帯刀宛町田久成書簡

(玉里資料)

モンプランの活躍

追副

最早新刑(新刑久徳)其外(五代女徳)五才等帰郷ニ付、詳ニ事情御聞取有之候事と奉存候、今仏国ニ而白山(モンブラン)之尽力驚入候事ニ御座候、実ニ朝夕ニ相懸奔走いたし居、些の寸閑も無之様子ニ御座候、何分速再度之遠航、毎日――相待居候事ニ御座候、若貴君御渡海之事共ニ相成候ハ、不日ニ御面会可仕欵奉欣然候、謹言、

七月十五日

(町田久成)  
上野良太郎

小松帯刀様

②⑦ 慶応二年七月一日付 小松帯刀宛町田久成書簡

(玉里資料)

鹿児島ニ西洋流学校建設ノ議

昨年来不得御安否窺候得共、猶御壮健被成御座候事と奉存候、随而小生共事一同無異罷在候間、御放意奉願候、御聞及之通、当地諸芸相開候国ニ而、日々新二月々盛ニ利用之器械共發明し出し、ニードル銃ト相唱後込之小銃ヲ以、此度独逸之戰ニ大ニ勝ヲ得タル由相聞へ申候、普魯志亞国ニ而莫太ニ相備り居、応斯太利亞ハ未備ハラサル故ニ、大ニ敗軍ニ及候由ニ御座候、今英国ニ而も専ラ是ヲ改革スル之趣意ト相見得申候、夫故是迄相用來候ヲキフル銃ハ既ニ廢物ニ相趣キ申候、此新發明之小銃ヲ

放ツトキハ、一ミニユート之間ニ、二十發ヲナスト申事ニ候、願ハ御地武庫ニも右様之物御設有之候様ニと念願仕居、右ニ付入手之道探索いたし居候故、追而細々申上度存居申候、○江戸府より頼越ニ相成候由ニ而、仏政府より軍官等數十人差送り、於横浜陸軍之争練之哉ニ相聞へ申候、尤武庫取立ニ付、武人共同様差送申候由ニ御座候故、少々は振立候義にも可罷成欵、併幕之威光相薄ラク候而、何之詮も無之、歎息之事ニ御座候、右之事件共ハ専(横濱在住)仏ミニストル催促ヨリ成立候事と風評承り居候、○大坂開港ニ付而は、既二期限ニ差掛り、其期ニ至り無事ニ有之候も千万大慶ニ御座候、併横浜浜杯之例を以勘考ニ渡り候得ハ、人心之上ニ付、少々ハ難事と相考申事ニ御座候、是非此儀は成功ニ相ならず候而ハ、国を富す為ニは何も相当之目的有之間數事と存申候、右ニ付肝要事件承及候義も御座候間、御熟考之上、御尽力有之候様と念願ニ奉祈候、全体横浜之義は外国人住居を講候(標)以來、兵卒ヲ以彼郭内を相守候由ニ御座候、我々共渡り來候以來、各国之様子承り候得は、何れ之地も外国之兵を居事ヲ許し申すハ但夫ノ領地のみ、併歐羅巴ハ人民自由ニ出來候様、相許有之候得ハ、随意ニ邦内往來せしめ候得共、兵卒之体ニ而ハ決而入ル事を免し不申候、如横浜ハ政府之世話充分ニ至り不申候故、外国人交接之間ニ付、何事欵釀し出候而ハ充分之取サバキ無之候より、終ニ彼之兵隊ヲ以固候様ニ相成事と存申候、近比ニ其事情親數承り候事ニ御座候処、此節大坂開港ニ付而ハ、不容易折合ニ御座候故、其期限ニ不至之前以、充分之驚衛相備り、決而彼之地江外国之兵卒を入候事を免れ候様ニいたし度事ニ御座候、当地ニ而も、各国之使節常々相留り居候得共、各国之兵卒決而入ル事を得ス候義ニ御座候、○先々月三笠政之介(名越平地)以下帰国ニ付、当地留學書生共西洋之風ニ随ひ、学校之御設有之度趣意申越度旨承り、

右之趣意書新納刑部方江相当差送り置候義ニ御座候ハ、彼之方よりして御一覽ニ触候事と存申候、全体充分御設相備り居候事には、全趣向相変候故、追々幼年之者は勿論、教化ニ相趣候者ハ、少シ趣向相変り不申候而、教化之成功を遂ク場合ニ至り兼候半存申候、必竟自己之住家を相離れず候よりして遊墮之弊を免れず、先便より差上候趣意に然りて御設有之候ハ、五ヶ年を経すして活華之者出来候義、無難事と奉存候、当地之様子ニより相考候得は、学校之設及学生試験之第等ニ至迄、引進候上ニ付而少しも抜日無之、且順序を踏候而、容易く成功奉得候様ニ有之候事と勘考罷在候、余事兎角も此涯英人御呼寄ニ相成候而、夫々教導せしめ候様之手段、当時之弁捷ニ有之候半軟、○当地ニ而ハ必府下を離れ候而小学校ヲ設有之、夫々大学校は龍同ニ而府下ニ有之候得共、重ニ辺僻之場江小学校相立居申候、教育ニ相趣候少年共ハ必遠方江相送、節句其外休業等之折ニ、無之候而ハ、父母之家ニ帰る事を許さ、る事之由ニ御座候、是等ハ枝葉故不及細詳候、御推計あれかしと奉存候、何之職業ニ相趣者も初ハ皆同し学校ニ而、何も區別無之候得は大身・小身ニ不限、初学之内ハ是非共本道之順序を踏候様致方事ニ御座候、以上、

皇朝曆

寅七月十五日 六十六年  
七月廿五日

町田久成一  
上野良太郎

追副

久松(前御座)・初御  
桂・大島・大久保等之為ニ、銘々書翰相認不申候、彼雅丈等江御差廻被

下候得は大幸ニ御座候、此段も申上候、已上、

小松様

上野

⑧ 慶応二年七月二十四日付 新納久脩宛畠山義成書簡

(玉里資料)

奥太利伊太利戦争及「モンブラン」ノ件

今朝五代并堀衆より書翰相届、早速披誦仕候処、去ル三月九日山川湊江御着船之出、先以大慶奉存候、然ハ其後当地ニも相替義無之、一同元氣ニ而勉学有之、小夫ニも無異送光罷在申候、乍憚左様御放念奉希候、扱清水童子帰国之一条ニ付モンブランク之望も有之候故、暫時滞仏ニ而候処、無程幸便有之、上野良太郎上良先生又々仏地江三四日之間被差越カピティン江万事被頼込、勿論モンブランクより委敷彼江童子之事頼込、既ニ去ル十九日マルセル湊より出帆之都合出来申候、委細之事情ハおのつから上先生より御問合之筈なれハ略ス、

当国は不相替至静謐なり、然処、過日申上候通りオーステリヤとプロススイヤ并イタリーとの間、争論発起「此根原はウエネチヤ国四十余年以前は、イタリー國ニ属し候得共、其後オーステリヤ之領地と相成候処、此節ニ至りイタリー國も兼而貧窮之事なれば頻りに初め之ことクウエネシチヤ國ヲ領せん事を欲し候、勿論兼而ウエネシチヤ之民もイタリー之支配ニ成らん事を渴望致候折柄ゆへイタリーより右之趣意數度オーステリヤニ応接致候へとも、亦も其願望客々、之色なく、プロススイヤニおひても兼而ヂエルマニー之旗頭たらん事を望ミ、此節ケ様なる折を得て、是そ國之大幸なりとイタリーニ一味したりと新聞ニ載せたり」

此節は亦も兵端を不開して止むへきとも不見、互ニ出陣、諸所江徘徊致居候処、遂ニ去ル廿四日より戦を初め候、当日ハオーステリヤとイ

タリト、クワードラトレル申場所ニ而放銃に及び、其節ハイタリ  
多兵を失ひ敗軍とも相見へ候、全体此クワードラトレルと申名はベス  
チラ マンチュア ウエロナ レリナンス、此四砦城を以て如図四方  
ニ拵へ、互ニ助ケ合ひ、当分オーステリヤ之領分にて ヨーロピニお  
ひて尤要害之其壘ツと聞へ申候、夫故オーステリヤハ放銃之砌、地之  
利を得且先懸ケ、甚都合能勝を得たりと相見へ候、其以後 オーステ  
リヤプロススイヤ勢と合戦、互ニ虜は勿論死人も不少候、数日放銃す  
る内プロススイヤハ次第二勢ひ強クオーステリヤハ勢ひ微弱之しるし  
相見へ、今ハ早ヤプロススイヤ勢ウイエナ<sup>オーストリア</sup><sub>之都ナリ</sub>ヲ僅カ二十里も隔  
つらん、右通之形勢にて、去ル廿一日和睦之約定相調ひ、併是てハ五  
日之間にて永久之事ハ未だ不相分候、当分ハ対陣のミニテ ライフル  
ヲ治メ候、当府或説ニハ決而オーステリヤよりウエネチヤをイタリ  
ニ返し与へサキソニー并ニヘノハー国とプロススイヤニ与中候義も有  
之候へハ、おのつから静謐ニ可相成、

左も無之候而は、再び大軍ニ可相成と之事なり、殆ど此節は平治之方  
ニ相見へ候、先日より虜も数多有之候内ニ、尤多キハプロススイヤ之  
新聞ニオーステリヤ勢甚万人を捕へベアーリン<sup>プロススイヤ</sup><sub>之都ナリ</sub>江持来り候  
由相見へ候、

此節プロススイヤ ニードルゴン<sup>小銃之名ナリ</sup>ヲ用ヒ、殊之外強敵を多く殺候由、  
尤其ニードル銃ハミニウトニ五発相出候山ナリ、夫故流石ヂエルマ  
ニニおひて数年旗頭たるオーステリヤといへとも中々当り難ク、加  
ふるにオーステリ之ゼネラル<sup>大將</sup>ナリ<sup>ナリ</sup>数度失策、夫故段々彼国ニハ高貴之  
人ニも討死致候由、仏之ナポレランハ此中より勢ひを見、何之加勢  
も不出静り居候処、此節ニ至り和議ニ付、謀る賦にて親統之プリン

ス・ナポレヲ イタリ江其為メ先日差遣候、

ロジャニおひてハ此合戦以前ニオーステリヤニ加勢可致旨申送候へと  
も、其節までハオーステリヤ自己之武備充分とヤ思ひけん、仏国さへ  
今通り静り候へは我壘国にて不足無之候、決志之程忝しと左も神妙ニ  
答へ候、併毎戦敗軍、今更何之言葉もなく、尤魯国よりも右之返言以  
後、何之音も無之、当分愈国内之軍備嚴重ニ相止し候由ナリ、  
其後は細情何も不承候へとも、当秋ニも相成候ハ、誰欵御出ニ可相  
成と頼りニ其一左右渴望致し候、おのつから其節は其器ニ当り候御人  
才御差出ニ可相成は勿論なりと希望仕事ニ御座候、

来月より九月まで二ヶ月之休日ニハ能キ折を得申候ま、仏地之情態  
見物之ため、十四日計も滞在之賦ニ而旅行致候含ニ御座候、其余当国  
之要用なる諸場所江は可成罷越度賦ニ御座候、余之新聞追々奉期後音  
候、敬白、

六六七月廿四日

<sup>一</sup>横山義成  
杉浦弘藏

新納刑部様

二白、ムランブランク日本之一左右相待事一方候、其訳ハ別紙ニ  
申上候通り、旁大策も相定、何分ニも首尾能被相行度と願入る事ニ  
御座候、モンブランク精々尽力、御同慶之仕合ニ御座候、形行別紙  
ニ委敷申上候なり、

②慶応二年七月二十六日付 横山安武宛森有礼書簡

(森資料)

(前略) 御發志の條其後無止事の御情有有之御不成就に付き、人大御  
残念の御心情深く奉恐察候、(中略) 兄に於ては漢學已に御得心相成特

に漢學の要は只四書五經に過ぎず、若又古今に涉り博學に志あらは豈唯頑愚の漢を學はずとも、亞細亞歐羅巴兩亞米利加新和蘭等の古今の歴史に涉り被成は倍々又倍々の益に非ずや、私にも書翰を得候以來遍く愚考し遂に鳥渡左に申上候

一 諸技學は捨て、國礎の學は如何

其故は御存しの通法は國の大平、法不明にしては治國安民の事決して出來難し、たま／＼我國傳來叶ひし法は立居候得多くは苛酷の法にして人情に遠し、無きに勝るの法なきにしもあらず、外國の法と雖又同し、併私爰に着せしより以來已に一曆に盈ち其間耳目に觸る、所の英の法に於て曾て不理の法なく、我國の法と比較を爲せば反て我法は不理且人情に遠き法のみにして實に慚愧に堪へ不申候、斯る弊法を持して争て國家の改良を得ん、故に今若し兄之に應し今より萬國の法制を御學得あり、我國傳來の古法と折衷なされ新に公平にして不拔の大制度を御築立有之候得は天下萬世に至ても誰か其澤を蒙らざらん、併し是等の學者縱令如何程其奥を得國家に立行ふても恐らくは顯然今日格段名譽の事には遠からん、然りと雖名を求め譽を貪るは寧小人の心事、古來君子の深く諱む所なり、此事記せずして炳然偶々御互に人間と生れ忝くも萬物の頭に具はり候得は、願くは俱に其詮を盡し聊今生の恩を報せん

今日本人追々外國あるを覺へ漸く洋學に趨く者許多有之候得共、皆其末の技學に走りて本を知らず、若も今兄右の説を善とし之に應し賜は、夫に付又愚慮の趣は御心得にも成らんか爲に申上候

一 直様英學に御打立有之度事

二 我國の制度を御諳んし有之度事

目附書仰裁許書等に御探索如何

三 算法も同しく西洋の術に従ひ御打立有之度事

右三ヶ條の科は最要用かと奉存候、故は英學に貫通有之候へは米國の書と申ても同し國語故容易く米國の制度の立様も御照覽に便利なるへし、殊に米國の制度は纔かに二百年來の新制にて最勝れ候由、佛國の制度も勝れ候由承り候得共、是以て英學さへ十分出來候得は譯書にて事足り申へし、故に英學の方甚た可然歟、併し何分書籍十分に讀ますは何の學科も決して出來難し、故に速かに英學に御打立有之度候

我國の制度早く諳知せされは各國の制度と比較出來難し、法の立様は其國の風に従ひ立されは反て害になるへし、故に我を諳知して外を知り其兩法を折衷して風土に従ひたる制定にして立ては全く公平にして其節を得んか算法の要用は多言を費さず、燎然是に暗ければ何事も出來難し

右の三ヶ條の科は何とぞ御打立相成度直様御西航なくて叶はんと申事には無之、隨分此際御地に於て御學有之候は、不遠内私先日建言置候儀も有之候に付英人三四人も御雇ひに相成候はん、然れば又其者共へも御學有之居候は、其内又遠航の好き御都合も有之候半歟、私にも其内には歸國仕御交代可仕候、然れば第一親上の御情合にも宜敷又無益の歲月をも全く御費し無之諸事甚可然歟、(中略) 朝幕の間未和せず、將軍今に無異因循狼狽致され、長も薩等を後楯に取り幕命を一向引受さる由昨日の新聞紙に見得居申候、彌々其儀に候哉、何分二三四十年の間は關ヶ原の戰の再生ならんか、併し此頃は將軍少々は魂をきかせて勅命を挟み四方へ令を發し候由、是も新聞紙に見得居申候、又誰ても外國に航し度徒は願さへ出せは直様免許すへし杯と詮方なくも列藩に告候由、けれども若其許を得ずして潜出を爲したらは嚴罪に處すへしとの事の由、是も見得居申候、此新聞紙を見や否や同社一統脇腹を抱ひて大笑仕候、今更何故

に此令を發し候哉、即に薩長其外藝紀の諸國より潜行之ありし事は天下現然の事なり、西洋に於ても日本に志ある者は此邊の事は皆存候事なり、今更斯る令を發し候得は反て幕威を損すへし、何と申候も終に難助の天運の循環幕も馬鹿も何も到來に相違なしと愚慮仕居候（中略）

造士館の儀も彌々衰傾遊學の願も近頃は御免無之由、是は又一の歎息なり、何分堀其外不埒の族の罪ならん、當時は坂本川畑等の先生は暴説如何、定て舊に仍て潔説を被持候はん

開成館の儀も繁榮の趣にて其後御抱人等有之由に候得共未だ格別の人等も出來不申候由、孰れ兩館は人物製造の根に候得は右様の形にては甚たつまらん事なり、併し開成所の方は追々盛に相成候儀疑なしと存申候、其上前に申上候通洋人三四人も御雇入相成候は、開成館の繁榮は日を期して待つべきなり、何分造士館の方は歎息なから時の勢にはとふも致方無之、縱令又此館盛に相成候とも今までの如き設にては造士の道十分申立申候儀は無覺束と奉存候（下略）

③〇 慶應二年十二月二日付 畠山義成書簡（宛先不明）

（杉浦メモ）

英十二月二日

暫時者不得尊書候□處、去ル三月廿七日之尊書同九月相届朔日早速拜見仕候、先以御安康被迎御座候由大慶不□□奉存候、扱當地之事情も（新納氏）御聞候も御愈快之趣も察入申候、扱御地之白山（モシラン）つゝいも懇御改（モシラン）成て御所置共被有存候由先以御同慶之至存申候

一、當分近比幕府と長との合戦新聞紙等二相見へ且將軍家他界之一条も

新聞二相見へど（國訳字二部、岡山秀之助）も難信□□居候處此節加州藩兩人渡海ニ相成

（新納次郎）新納童子も同藩ニ而ハ□□□□童子様二者ハリスへ滞在ニ而夫後見不申

候、外之兩学生ハ早速當地へ着候て被□□ニは日之出之形勢と逐一承候処□□扱此真之独立致し等有之候由長国も□□擴張□□七共承候、將軍家之他界も愈実説之由愁腹之次第併天命分れハ□□諸末之処如何首尾相成申し候一向此方ハ難被察候、新聞紙等ニハ□□一橋相續て相成べくと相見へ候、実以不容易日本之形勢ニ而ノ機君公御尽力之程奉恐察候、扱新納童子も右兩学生ハ委細承候處、船酔等も無之至而壯健之由御坐候、御□□様はしめ必ず御安心被下へく奉願上度頼上申候、不遠小兒様ニハ見舞致度く含ニ御坐候

一、去ル八月九月まで式ヶ月之休日被得申候、バリスへ見物ニ差越候ニ七日位滞在其後當国ニおひて尤要用なる都府又ハ港共へ旅行仕候、獨身之事にて時として徒然之折も有之候とも程々之飛俗遊行へ飽程是非を開ク之一助と相成申候、日本之咄さざる為め態々獨旅致し、九月下旬ニ龍動へ帰府致し十月初めら稽古方相初め申候、此節者Mathematics Physics 学問ニ掛り是等者尤肝要なる学術にて一学フニ付ても楽ミ有之候、夫文ヶ甚最初者六ヶ數覽へ申候、右之学術と當分者英之歴史と讀方其餘英文之書方等修練致し候、此節之学術者□□之故當分寸暇を得ず、先比壹日も速ニ愚札可差上之筈ニ而罷在候得共、甚延引罷在平ニ御有免奉有之候、今日者幸日曜日ニテ寸暇を得當分者□□有之候、乍大略愚札申し候、尤旅中之要用なる用認置差上賦ニ御坐候ても今日までハ得差上申候、當月末ニハ休日十日計り得申候者、其節「ホトガラヒ等も」一所ニ相撮差上可申候まで右之段御安心之程奉願候と申せ共、休残之時分有之甚以怠心之至平ニ御□□可被下候、併當分ハ休寝時も甚暫時有之候

③ 慶應二年十二月下旬付 畠中義成書簡 (宛先不明)

(杉浦メモ)

英十二月下旬

八月三日之尊翰英十一月相屆難有取も不敢拜見仕候、君公益御機嫌克被在候御咄之由恐悦日出度奉存上候、將又奉始母上様御安康貴公様二も愈皇御御機嫌御勢御壯別是又大幸奉賀扱も嬉しひ候、御写真御送被下、実二久々振得拜面たる之心地にて御健康之御容体喜悦之至奉存候、御国許之形情委細御認被下當分ハいよ、萬端御開成之御所置被為在仕候、就而ハ貴公方二も頼ミ御軍政御尽力被為在候由、葱て日出度奉存候、定而今比者馬隊竜御證達之程奉拜察候、小子ニハ少し暫ラレンチャニ中間いたし兵隊之進退分合強弱等鍛鍊仕事ニ御坐候、毎日之勉強ハ英書ハ勿論Physics Mathematics等学校におひて稽古罷在申候まで、右様御安過可被下候

一、將軍家他界以來幕長之間和平相行ハれ其後一橋長州と相望之由、度々合戦差起り長国敗軍ニ及ひ候杯と新聞も度々相見へ候、併其以來ハ日本音信も無之候、折角後日之新聞紙如何と侍居申候

一、當地ニおひて獨乙之合戦和平以來□□□□も無御坐候、来年ハ佛国江exhibitionと申世界中之財物寶物奉掘出事にて小子も見物ニ罷越度く含にて折角楽居申候、不一方眼之學問ニ可相成と存申候、就而御国江も最早夫々之人物出航ニ相成□□づるしやと遠察仕候

△一、先比ハ砲術書而水袋等入御見候処、鍛鍊申候事、早速御用ニ相立て由と信申し至而幸存申候、近比ニハ不得幸便乍然得不差上新發的之□□後便ち差上併外ニ御要用之袋ハ速ニ差上可被奉候、必ず如何候共可信御坐候

一、小子英八月初めり休日ヲ得申候、其間佛国并□□国格別ナル都府

又ハ港等江旅行之形行日記書□御覽ニ入度別紙一通差上申候、拙文不綴之處ハ平ニ御宥免可被下候

③ 慶應二年十二月下旬付 新納久脩宛畠山義成書簡

(杉浦メモ)

英十二月下旬

仁唯論覽風文  
暫時者御疎遠罷過候処、八月下旬之貴書英十月下旬我九月相屆難有拜誦爾來懇御壯剛御尽力之段先以大慶此事ニ奉存候。

上野氏江之御細書逐一拜見、御地ニおひていよ、御開成之御所置正大公平御同慶之至奉存候、多恐も靜謐以成功之御用□偏ニ奉信候、承れハ先比ハ横濱江御出足之由定而佛之Exhibition其ハ英佛と條約結尾之体条歟と奉拜察候、併當分ハ御滞国御勉強之筈被存申候。

一、方今内外御繁用且不要用ナル国戰發起然処出陣中將軍様も大坂城ニおひて□□其後和平相行ハれ居候処一橋再度之長征□白有之再度合戦相始り候由、新聞二度々相見へ、就而者委曲之事情ハ不相分候得共、當時奉□上も不一入御配慮之程恐察候。

一、鹿兒島江英アドミラル等案内致候一条も委數新聞ニ相見へ拜讀萬端御叮嚀之御饗應等英人も一入難有がり候趣且御国名も態輝キ候次第ナリ。種子島近辺ニおひて破船し□□之御叮嚀之一条凡新聞ニ相成候。

一、去ル八月廿二ヶ月之休日ニハ松、沢両人ハ魯国江差越候、野、永両生ハ亜メリカ「ハリハント同道ニ而差越候。小生ニハ當国之格別ナル都府又ハ港等江差越候。佛国江も旅行致し同所ニ滞在し砌ハモンブランク始終御国之一左右喝望致し少し□惑を生し数々相尋申し候ニ付、彼申



ニハ若薩国ニ□□使節を出□□事情なる書状相記し「ハ早速佛之ミニト

ル江條約ヲ□候。「イタリー國ニも同斷ナリ。我朝も内外繁用之義ニ付

此之日限相□れる候のミ之事ニて決而不遠細書も可□候山被言つ居候

折柄、無程日本書状共屈白山ニも安心喜悅之至ニて其後ハ折角□□之□

泰休居ル候、其節□□所所も可成速ニ到着ニ可相成被待兼候処、追々航

海者「カピテイン始め十九人出航之都含有仕立候共候得者、月限も相到

リ米四月初ニハ佛地江□候見当ニて萬端都合も□□最早出帆ニ相成た

る□なるや被遠察候。使節□着洋之程も今や遲しと希望罷在候。

一、貴公方御帰朝前出帆致候江夏江夏藤助ニ仁礼茶礼ニ吉原重俊ニ種子島敬信ニ海地定基仁禮、吉原、種子島、湯地等も英

十月十五日着英ニ而一旬位滞見「アメリカカ之方江出帆致し其後不相替無

事ニ而彼方書状而三度相届候。然処為替之義以て及遅引いまタアメリカ

カ之方江書状日本も不相届旁不成由之訳も有之由、アメリカカ之Robinet彼五生出航ニ付而ハ□□

申人物、江談判有之候處承諾し上彼五生同□□上海まで同□いたし壹ヶ

月位滞在

訳申ニて□□手形五士被相渡度々ニても□云程相成不練熟成様□ケ様不

案内にてハ欺□之恐れ可御坐候も何分すル□當人ちアメリカカ之□江可差

送との由ナリ。就而者彼衆被申候義ニ者言語不熟□乏金之次第實に込入

次第助策之一筋者間敷や。夫故□の事ニもどふも聞ニ不忍次第ニ而當□

候処以前一決差送り申候。

一、御息童子も英十一月佛江御安着外岡沢孝三郎、岡田秀之助加藩之而生も大元氣ニ而着英被

礼ら童子様之事承候。其長船中殊之外御退屈も無之船酔等ハ全く不被成

候  
由、其後者「モンブランク引渡御世話。

③ 慶応三年三月十一日付 小松帯刀宛岩下方平書簡

(玉里資料)

博覧会其他ノ件

弥御壯剛被成御座珍重奉存候、爰許皆々無異罷在申候、展観所も色々議

論も為有之由候得共、琉球王と申名目ニ而、幕府を放れ出事ニ相成申候、

モンフラン働ニ而展観所掛役々等頼入、漸々右之次第ニ相成候由ニ被察

申候、仏政府ニ而ハ無二之助幕ニ而、御国之事を惡ミ居候様子ニ被察申

候、近比ハ国民ニ漸々御国を信し候者も出来候而仕合ニ御座候、折角親

ミを結事ニ御座候、最初ハ是非仏政府を説得し、幕を放し可被申と存候

処、全通弁不相分、白川ハ議論ニハ十分ニハ難用、両人之諸生も日用丈

之通弁可也出来候位ニ而、議論等ハ出来不申、甚以心外之至御座候、夫

ニ過日民部大輔様着相成、直様丁寧之取扱之由、尤五六年ヶ程ナポレヲ

ンへ任し候間、目を開様之事ハ万端差図を頼との事之山ニ候、是等ニ而

一段勢を取られ申候、江戸へ仏人陸軍師六人参居、此度海軍師五人参居

之由、雑説ニハ三ヶ年之内ニハ、大名を今通ニハ不置、西洋之通ニ名計

ニ而、權威を無するなど、申ト申触候、乍然国民ニハ開眼之者も有之、

幕をそしり、御国を信し候者も見得申候、尤仏国政府をそしる者ハ多候、

議政所等ハ近比盛ニ政府を誹難する由ニ候、尤プロイスを強大ならしむ

るハ、仏ノ尚武無か如き者故、是非可討と云国論頻ニ起り、政府ニも不

得止、展観所済次第、可取掛との事ニ而、兵器等用意する由ニ候、兵卒

も大勢重ミ、大砲隊も相増候由、古狸之ナポレラン故、実事ハ何か不分

候得共、見分丈ニ而も軍之用意ハ致ニ相違無御座候、プロイスニもミニ

ストルニビスマルクと申者有而、余程之智者之由故、めったニ軍ニハな

し申間敷候、ナホレランも先比より之病氣全快ニ至り兼、当分も他行等ハ押而出ると申事ニ而候、病氣ニ而引込候得は、弥議論相生る由ニ候、  
仏之勢ひも幕府を助けて日本ニ軍を出す程之事ハ有之間敷候とも被存申候、  
油断ハなり不申候間、心之丈ハ手段を求候得共、ねを下け過て見下されては致方も無御座候間黙し居、商人等へ便を求め先親ミを結事ニ御座候、  
金主等致度と申者、一兩人ハ見付申候、○京撰之模様いか、二候哉、  
是のミ案居申候、京都之悪評有之、甚心痛仕居申候、大坂・兵庫等之所置いか、相成可申哉、橋も終ニ

宣下ニ相成候由、向後何様之事候哉、諸君定而御心配ニ候半、一刻も早罷帰見聞仕度候得共不任心候、適致渡海候事故、寸分之功を立度、海岳存候得共、何分も一言も通弁出来不申、心腑を腐し候事ノミニ御座候、  
御推察可被下候、○春ニ相成梅桜等も咲出候得共、日本之如く快然たる気分ニ成不申候、  
昼夜鬱々と罷在申候、外人數ニも承候得は同断之由、英諸生も左様ニ申居候、  
左候得は 皇国程能所ハ無之候半、金銀有る余て物毎々壯大なるのミ、  
国ハ下国ニ候半軟と被思申候、嵐山・宇治辺之御漫遊毎々存出事ニ候、  
過し夜花洛之夢を見てうめき出申候、初花のたよりいかにと恋しきに夢より外の音信もなし、  
なつかしき都のたより聞物は、さめてはかなき夢ばかりなり、  
御一笑可被下候、終ニ歌心ニもなり不申候、○御国益之機械等折角見かけ候得共、  
何分広大之仕掛ニ而直様御利益可相成とも被存不申候、  
馬車等ハ追々開け立可宣軟、本年も差而不入事ニ候半、  
軍艦も余計之者ニハ候得共、万一敵ニ被備候節ハ致方無之候間、  
当時流行之突船頼度と存申候、先度頼相成候船可宣存申候、  
断り候賦ニ候得共、  
左様ニも参りかね可申軟、  
左候ハ、頼候而も全不用ニ而ハ無之と存申候、  
○大炮等も新發明有之候得共、  
高料ニ而求かね申候、  
江

戸よりも調文ニも相成居候間、彼方へ御聞合相成候ハ、直ニ相分り可申候、  
馬ニ引かせ候炮義ハ便利かと存申候、  
取繕之道具迄も揃居申候、○西郷・大久保・吉井其外へ可然様御伝声奉希候、  
恐惶敬白、

三月十一日西洋四月十日認

岩下佐次右衛門

小松帯刀様

侍史

パリスより

③④ 慶応三年三月十七日付 西郷隆盛・大久保利通宛町田久成書簡

(玉里資料)

倫敦新聞所載ノ日本国危機ニ就テ

比日出版セル龍同府新聞紙ニ載セタル日本之形勢、  
實ニ危急ナルヲ觀察仕、  
實ニ外蕃恐ベキ事許等ヲ言上仕候、  
今

神州外蕃入来シ以來、  
姦商土人ヲ欺、  
莫大リヲ求シコト意ノ如シ、  
故ニ日本ニ渡ル者實ニ數多ク御座候、  
從來日本国江不穩ヲ醸セシモ皆是ニ出ル者ニ御座候、  
然ル処此比諸藩率リテ遠航ヲ目的仕、  
暫時愚眼ニ觸レ、  
驚タル形勢ヲ陳述シ、  
兎角歐羅巴之習俗ヲ導入ニアラサレハ、  
終ニ大挙シ易ラサル事、

神州一般之通論に相成タルカト奉存候、  
尔来鎖サント欲ルノ論ヲ以、  
彼ニ説クトキハ、  
必ス兵ヲ以スヘシ杯恐怖セシメ、  
終彼ノ意ヲ振候事情ト罷成候儀、  
決而不可忍儀と奉存候、  
何ントナレハ、  
公法ニ反スルコトハ、  
宇宙一般之不可免大法ニ御座候、  
今歐羅巴各国、  
普通ヲ以テハ、  
他国之兵隊ヲ入ルコトハ許ス可ラサル儀ニ御座候得共、  
土人劍戈ヲ以テ害スル

杯ノ法外ライタシ居候得は、日本政府取締厳重ナルニ至ラサレハ、退ケシムルノ談判モ出来間敷事ニ御座候、然ニ今新將軍宣下アリシ以来、諸藩大坂ニ会シ、一橋ニ御論判アリテ其後外蕃（後欠）

比日出版スル新聞紙上ニ見る処之形勢、既ニ諸藩大坂会議アリテ、一橋之曰、大將軍之任タル、我之器ニアラス、故ニ諸侯之内其任ニ当者、其職ニ昇ル可ナリト、併誰も一橋に向て答候者なかりし故、然らハ我其職ヲ奉スヘシトテ、国政元之所も一橋江御專任あるヘキヤ否奏上せし山、相見エ申候、既ニ昨夕之新聞ニ、既ニ外国ミニストール等を大坂江招キ、何か議定有之旨も相見得候処、ヲリハント英院列位任中ニアル者、松本より御間為有之者也、右等之事情を見、大ニ相歎キ、今日本ニある有志之君侯江外夷さもゆるす可さる皇国之為肝要なる事許共相認め、急々差起候儀共承り、右之一封差上申候間、君前江御備被下度奉願上候、尤原文之仮致翻訳書相添差上度候得共、飛脚之刻限ニ相当り暇を得不申、何れ翻訳之義は於御地御取しらへ被為在相成申候義故、其假差上申候間、可然様御披露奉願候、任差急候事故、略書如斯御座候、謹言、

町田久成  
上野良太郎

西洋三月十七日

西郷吉之助様

大久保市藏様

終わりに

小稿では、ヨーロッパ滞在中の留学生を含む使節団から本国に発信された書簡を集めてみた。ただし、冒頭にも述べたように、公的な報告書

は玉里島津家資料としてきちんと保管・公開されているが、留学生がプライベートに家族や知人に送ったものについては、ほとんど確認されていない。今後、こうした資料がさらに出てくれば、個々の留学生の思想や行動がより明らかにされるものと思われる。

また、彼らが帰国後どのような発言（建言）をし、それが薩摩藩の展開に、さらに近代国家樹立の過程において、どのように反映されていったのかということについても、今後詳細に検討していきたい。

#### 【註】

- (1) 黎明館所蔵の「薩摩藩英国留学生」関係資料で、まとまったものを挙げると、文書類では①大久保利通関係資料（「五代友厚書簡」八八通、「寺島宗則書簡」六三通、「新納刑部書簡」二一通を含む）。
- ②寺島宗則関係文書（「辞令」三通、「意見書」一四通、「鮫島尚信書簡」一一通、「森有礼書簡」八通、「吉田清成書簡」五通、「町田久成書簡」三通を含む二〇三通）、③中井弘関係資料（「鮫島尚信書簡」四通、「吉田清成書簡」八通を含む三五四通）、④吉田清成関係資料（「寺島宗則書簡」二一通、「森有礼書簡」一通を含む七四通）などがある。文書以外の資料（勲章や遺品類）では、寺島宗則関係資料・五代友厚関係資料などを収蔵している。

(2) 原資料は個人蔵、尚古集成館寄託。『参考書誌研究』第十五号（昭和五二年）に西村正守氏が「畠山義成洋行日記」として翻刻。

(3) 原資料は大阪商工会議所蔵。『五代友厚伝記資料』第四卷（昭和四九年、東洋経済新報社発行）で翻刻。

(4) 原資料は国会図書館憲政資料室蔵。『森有礼全集』第二卷（昭和

四七年、宣文堂書店発行）で翻刻。

- (5) 『薩摩藩英国留学生』（昭和四九年 犬塚孝明著 中央公論社発行）、『若き薩摩の群像』（平成三年 門田明著 春苑堂出版発行）などをもとに作成。

【附記】

小稿作成にあたっては、鹿児島純心女子大学の犬塚孝明教授の『明治維新対外関係史研究』（昭和六二年 吉川弘文館）・『薩摩藩英国留学生』（昭和四九年 中央公論社発行）をはじめ、『森有礼』（昭和六一年 吉川弘文館）・『寺島宗則』（平成二年 吉川弘文館）など一連の著書を参考にさせていただきました。記して感謝申し上げます。

また、本館資料調査編集員の吉満郁恵さんには、史料のパソコン入力の協力をいただきました。感謝いたします。

（本館学芸専門員）